

令和5年度(2023年度) ！

# 市税のしおり

くらしを支える税について



自宅やオフィス等から証明書の取得や市税の申告、納税の手続きができます。

- 口座振替(自動払込)が便利です → (P44)
- スマートフォン決済アプリ・クレジットカード・ネットバンキングでも納付できます → (P45)
- 市税の証明書発行 → (P51)
- 所得・課税(非課税)証明書のコンビニ交付サービス → (P52)

 神戸市

# 市税の納期カレンダー

## ● 納期内の納付にご協力ください

年月	納期限など	税金の種類・期別・申告の種類など
令和5年 (2023年)4月	4月3日(月)から 5月1日(月)まで	○固定資産の評価額等の縦覧
5月	5月1日(月)	●固定資産税・都市計画税1期
	5月31日(水)	●軽自動車税
6月	6月30日(金)	●個人の市民税・県民税(普通徴収)1期
7月	7月31日(月)	●固定資産税・都市計画税2期
8月	8月31日(木)	●個人の市民税・県民税(普通徴収)2期
9月		
10月	10月31日(火)	●個人の市民税・県民税(普通徴収)3期
11月		
12月	12月25日(月)	●固定資産税・都市計画税3期
令和6年 (2024年)1月	1月31日(水)	●個人の市民税・県民税(普通徴収)4期 ○固定資産税(償却資産)の申告 ○給与支払報告書の提出
2月	2月29日(木)	●固定資産税・都市計画税4期
3月	3月15日(金)	●事業所税(個人)の申告納付 ○個人の市民税・県民税の申告
毎月 (土日祝日の場合は 翌営業日)	翌月10日	●個人の市民税・県民税(給与からの特別徴収)
	翌月末日	●市たばこ税 ●入湯税
4月、6月、8月、10月、12月、2月		●個人の市民税・県民税(公的年金からの特別徴収)
事業年度終了の日の翌日から 2か月以内(土日祝日の場合は翌営業日)		●法人市民税の申告納付 ●事業所税(法人)の申告納付

<b>第1章 わたしたちの市税</b> .....	5
●税金の役割 .....	5
●わたしたちの市税 .....	5
① 個人の市民税 .....	6
② 法人の市民税 .....	21
③ 固定資産税・都市計画税 .....	23
④ 軽自動車税 .....	35
⑤ 市たばこ税 .....	39
⑥ 入湯税 .....	40
⑦ 事業所税 .....	41
<b>第2章 国と県の税金</b> .....	42
●国の税金 .....	42
●兵庫県の税金 .....	42
<b>第3章 納税のご案内</b> .....	43
●市税の納付場所 .....	43
●口座振替(自動払込)が便利です .....	44
●申込手続 .....	44
●スマートフォン決済アプリを利用して納付できます .....	45
●クレジットカードやネットバンキングで納付できます .....	46
●納めすぎた税金は .....	47
●過誤納金とは .....	47
●還付の方法 .....	47
●市税は納期限内に納付を！ .....	47
●納期限後の納付には延滞金がかかります .....	47
●市税の納付が困難なときは .....	48
●滞納処分 .....	49
●納税者の権利救済制度—不服申立て .....	50
●審査請求 .....	50
●審査の申出 .....	50

<b>第4章 市税の証明書</b> .....	51
● <u>市税の証明書の概要</u> .....	51
● <u>インターネットで請求される場合</u> .....	51
● <u>郵送で請求される場合</u> .....	51
● <u>所得・課税(非課税)証明書をコンビニ等で取得される場合</u> .....	52
● <u>窓口で請求される場合</u> .....	52
<b>第5章 インターネットのできる便利なサービス</b> .....	53
● <u>市税の申告書・申請書様式のダウンロード</u> .....	53
● <u>個人住民税の税額シミュレーション</u> .....	53
● <u>市税の申告・証明書の申請・納付書の再発行</u> .....	53
● <u>市税のWeb口座振替受付サービス</u> .....	53
● <u>市税のキャッシュレス決済</u> .....	53
● <u>【事業者向けサービス】市税の電子申告・電子納税(eLTAX)</u> .....	54
● <u>【個人の方向け確定申告】国税の電子申告(e-Tax)</u> .....	54
<b>第6章 新長田合同庁舎・市税の窓口のご案内</b> .....	55
● <u>新長田合同庁舎</u> .....	55
● <u>市税の窓口・テレビ電話による相談</u> .....	56
● <u>支所・出張所・サービスコーナー</u> .....	57
● <u>税務署・県税事務所のご案内</u> .....	58
● <u>所得税、相続税など国税のお問い合わせは</u> .....	58
● <u>自動車税、不動産取得税など県税のお問い合わせは</u> .....	58
● <u>自動車税環境性能割のお問い合わせは</u> .....	58

### マイナンバーカードが便利です

マイナンバーカードをお持ちであれば、所得・課税証明書をコンビニエンスストア等で取得できます(手数料は窓口の半額・本市に住民票がある場合に利用可能)。

また、マイナポータルでご自身の所得や年金定期便の情報、お薬手帳の情報や1年分の支払医療費などが確認できます。

●マイナンバーカードの申請や電子証明書の手続きは、下記の窓口をご利用ください。

・三宮センター/学園都市/お住まいの区の区役所・北須磨支所市民課・玉津支所

詳しくは「[マイナンバーカードの申請](#)」「[便利でお得なマイナンバーカード](#)」をご覧ください。



# 第1章 わたしたちの市税

## 税金の役割

市、県、国は、様々な仕事をしています。その費用は主に税金という形で市民、県民、国民の皆さんに分担していただいています。

それぞれの人が負担する税金の額は、その人が市役所などからどれだけの公共サービスを受けるかということではなく、その人に所得があるかないか、その所得の額、資産をお持ちかどうかなどに応じて決まります。受けたサービスの量に応じて負担していただく場合は、使用料などの形で負担していただいています。

特に市と県では、その地域の住民が、自分たちで選んだ市長や知事、議会の議員を通じて、自分たちの市や県の実情に応じた、主体的な運営(自治)をすることとされています。

その費用となる市税や県税は、その地域に住む住民がみんなで分かち合う会費のようなもので、福祉の充実や教育・文化の振興、インフラの整備など、皆さんの生活向上のために使われます。

## わたしたちの市税

現在、神戸市で皆さんに負担していただいている市税は次のとおりです。

普通税	目的税
市民税(個人・法人) 固定資産税 軽自動車税 市たばこ税 特別土地保有税 (平成15年度(2003年度)から課税停止)	入湯税 事業所税 都市計画税

### 普通税と目的税の違い

普通税は、納められた税金の使いみちが決められていなくて、どのような仕事の費用にもあてることができる税金をいいます。

目的税は、その税金の使いみちが特定されている税金をいいます。

令和5年度(2023年度)一般会計の当初予算額は、8,794億円です。このうち市税による収入は、3,149億円と全体の35.8%を占めています。

詳しくは ▶ [「予算・決算」](#)

# 1 個人の市民税

個人市民税・県民税は、所得の額にかかわらず一定の額がかかる均等割と、前年の所得に応じてかかる所得割でできています。

個人県民税は県税ですが、課税のしくみが個人市民税と同じですので、神戸市で手続きをまとめて行い、兵庫県へ払い込んでいます。

個人市民税と個人県民税とをあわせて、個人住民税と呼ぶこともあります。

## ● 個人市民税・県民税を納める人(納税義務者)

毎年1月1日(賦課期日)現在に下表にあてはまる人

	均等割	所得割
市内に住所のある人	○	○
区内に事務所、事業所又は家屋敷をもっている人で、その区内に住所のない人	○	

※ 1月2日以降に他の市町村へ引越された場合でも、1月1日に神戸市にお住まいでしたら、神戸市に納めることとなります。

## ● 個人市民税・県民税がかからない人

### 均等割・所得割どちらもかからない(非課税)

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ② 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
- ③ 前年の合計所得金額が次の算定で求めた額以下の人  
 $35万円 \times (\text{同一生計配偶者} \text{ ※} + \text{扶養親族数} + 1) + 10万円 + 21万円$   
(21万円は同一生計配偶者 ※ 又は扶養親族のある人に対してのみ加算されます)

### 所得割だけがかからない(均等割のみ課税)

- ④ 前年の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人  
 $35万円 \times (\text{同一生計配偶者} \text{ ※} + \text{扶養親族数} + 1) + 10万円 + 32万円$   
(32万円は同一生計配偶者 ※ 又は扶養親族のある人に対してのみ加算されます)

※ 同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者で、前年の合計所得金額が48万円以下の方をいいます。

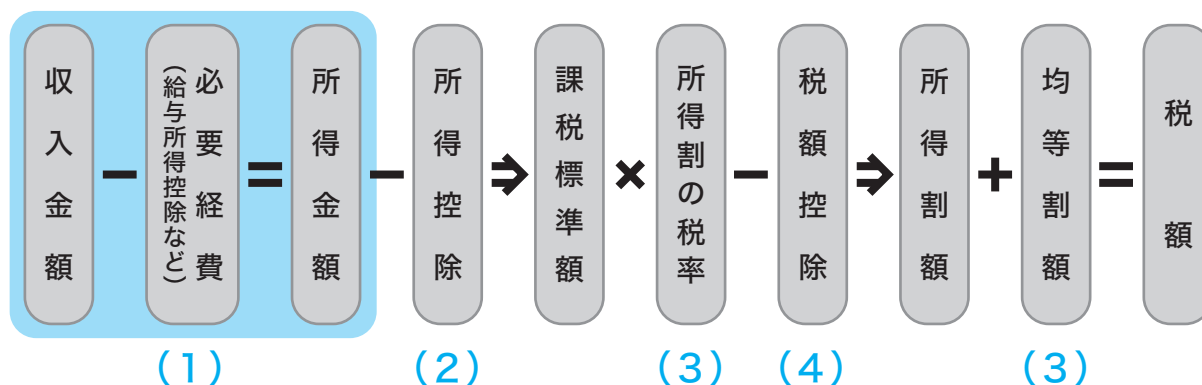
### 合計所得金額と総所得金額等の違い

「合計所得金額」とは、分離して課税される所得も含んだ所得金額の合計額で、雑損失・純損失等を繰越控除する前の金額をいいます。

「総所得金額等」とは、合計所得金額から雑損失・純損失等を繰越控除した後の金額をいいます。

「合計所得金額」と「総所得金額等」は制度によって使い分けられていますのでご注意ください。

## ● 税額の計算方法 (県民税もあわせて計算します)



### (1) 所得金額の計算方法

所得金額は、収入からその収入を得るためにかかった費用(いわゆる必要経費)を差し引いて計算します。計算方法は所得の種類に応じて下表のとおりとなっています。

所得の種類		所得金額の計算方法
給与所得	お勤めの人のご給料、ボーナスなど	収入金額 - 給与所得控除額 (P8)
雑所得	公的年金のほか、印税、講師料など他にあてはまらない所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公的年金等 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額 (P8)</li> <li>● その他 収入金額 - 必要経費</li> </ul>
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額 = 利子所得の金額
配当所得	株式の配当、証券投資信託の分配金など	収入金額 - 株式など元本取得のために要した負債の利子
不動産所得	家賃、地代、権利金など	収入金額 - 必要経費
事業所得	事業から生じる所得	収入金額 - 必要経費
一時所得	賞金、競馬などの払戻金など	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 (1/2が課税対象となります)
退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (P16)
山林所得	山林の伐採や山林を売って得た所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
譲渡所得	土地・建物等の資産を売って得た所得	収入金額 - 土地・建物の取得費・譲渡経費 - 特別控除額

## 給与所得控除額

お勤めの人への給与は、必要経費にかわるものとして、収入金額に応じて、給与所得控除額を計算します(所得税も同じです)。

**速算表** ※ 所得税法別表5(簡易給与所得表)と少し違う場合があります。

給与収入金額(源泉徴収票の支払金額)		給与所得控除額
162万5千円以下		55万円
162万5千円超	180万円以下	収入金額×40% - 10万円
180万円超	360万円以下	収入金額×30% + 8万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20% + 44万円
660万円超	850万円以下	収入金額×10% + 110万円
850万円超		195万円

## 所得金額調整控除額

①又は②に該当する場合、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

① 給与収入金額が850万円超で(イ)～(ハ)のいずれかに該当する  
(最大控除額: 15万円)

(イ) 本人が特別障害者

(ロ) 23歳未満の扶養親族がいる

(ハ) 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者

② 給与所得と公的年金等にかかる雑所得の両方があり、その金額の合計が10万円を超える(最大控除額: 10万円)

## 公的年金等控除額

公的年金等を受給している人は、必要経費にかわるものとして、年齢と年金の収入金額に応じ公的年金等控除額を計算します(所得税も同じです)。

※ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

年齢	公的年金等収入金額	公的年金等控除額
65歳以上	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	収入金額×25% + 27万5千円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15% + 68万5千円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額× 5% + 145万5千円
	1,000万円超	195万5千円
65歳未満	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	収入金額×25% + 27万5千円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15% + 68万5千円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額× 5% + 145万5千円
	1,000万円超	195万5千円

## 配偶者の給与収入と納税義務者が受ける配偶者控除の関係

配偶者の令和4年 (2022年1月～12月)の給与収入	配偶者本人に 住民税(市県民税)が	配偶者本人に 所得税が	納税義務者が 配偶者(特別)控除を
100万以下	かからない	かからない	受けられる
100万円超 103万円以下	かかる(①)		
103万円超 201万6千円未満		かかる(②)	
201万6千円以上		受けられない	

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除はいずれも受けられません。

## 扶養親族の給与収入と納税義務者が受ける扶養控除の関係

扶養親族の令和4年 (2022年1月～12月)の給与収入	扶養親族本人に 住民税(市県民税)が	扶養親族本人に 所得税が	納税義務者が 扶養控除を
100万以下	かからない	かからない	受けられる
100万円超 103万円以下	かかる(①)	かからない	受けられない
103万円超以上		かかる(②)	

① 令和4年(2022年)1月～12月の給与収入に対して、令和5年6月に住民税(市県民税)額が決定され、会社からの引き落とし又はご自宅に届く納付書により納付いただきます。

●納付方法について(P17)

② 配偶者・扶養親族本人の社会保険料控除や勤労学生控除によってはかからないこともあります。

配偶者(特別)控除は配偶者の給与収入により控除金額が段階的に減少します。配偶者の給与収入が150万円までは、納税義務者は最大の控除金額を受けられます。

配偶者の給与収入	納税義務者の控除額		控除の種類
	住民税(市県民税)	所得税	
103万円以下	33万円	38万円	配偶者控除
103万円超 150万円以下	33万円	38万円	
150万円超 155万円以下	33万円	36万円	配偶者特別控除
155万円超 160万円以下	31万円		
160万円超 166万8千円未満	26万円		
166万8千円以上 175万2千円未満	21万円		
175万2千円以上 183万2千円未満	16万円		
183万2千円以上 190万4千円未満	11万円		
190万4千円以上 197万2千円未満	6万円		
197万2千円以上 201万6千円未満	3万円		
201万6千円以上	なし		控除できません

※配偶者本人に年金等、他の所得がある場合には、この表は当てはまりません。

※納税義務者の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合には控除額が2/3(1万円未満切り上げ)、950万円超1,000万円以下の場合には控除額が1/3(1万円未満切り上げ)となります。



## (2) 所得控除(令和5年度(2023年度)分)

所得控除は、個人市民税・県民税がかかる人の実情にあった税負担となるように、配偶者や扶養親族がいるかどうか、病気や災害などで臨時的な出費があったかどうか、など個人的な事情に応じて所得金額から差引かれます(参考:令和4年(2022年)分所得税の所得控除金額)。

種 類	適用される場合	市民税・県民税	(参考)所得税		
基礎控除	合計所得金額が2,400万円以下	43万円	48万円		
	2,400万円超2,450万円以下	29万円	32万円		
	2,450万円超2,500万円以下	15万円	16万円		
配偶者控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合	33万円	38万円		
	ただし、配偶者が70歳以上の場合	38万円	48万円		
配偶者特別控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が以下の場合、配偶者の合計所得金額が	ただし、右記控除額は本人の合計所得金額が900万円以下の場合の控除額です。  本人の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合には控除額が2/3(1万円未満切り上げ)、950万円超1,000万円以下の場合には控除額が1/3(1万円未満切り上げ)となり、1,000万円超の場合は控除対象外となります。			
	48万円超 95万円以下			33万円	38万円
	95万円超 100万円以下			33万円	36万円
	100万円超 105万円以下			31万円	
	105万円超 110万円以下			26万円	
	110万円超 115万円以下			21万円	
	115万円超 120万円以下			16万円	
	120万円超 125万円以下			11万円	
125万円超 130万円以下	6万円				
130万円超 133万円以下	3万円				
扶養控除	生計を一にし、合計所得金額が48万円以下の16歳以上の扶養親族がいる場合	1人につき33万円	1人につき38万円		
	ただし、扶養親族が19歳以上23歳未満の場合	45万円	63万円		
	70歳以上の場合	38万円	48万円		
	70歳以上の父母等で同居している場合	45万円	58万円		
障害者控除	本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合	1人につき26万円	1人につき27万円		
	ただし、特別障害者である場合	30万円	40万円		
	( )書きは同居特別障害者である場合	(53万円)	(75万円)		
寡婦控除	合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるものがおらず、①又は②に該当する場合(ひとり親控除に該当する場合を除きます) ①夫と離別後未婚の人で、扶養親族がいる ②夫と死別後未婚又は夫が生死不明の人	26万円	27万円		

種 類	適用される場合	市民税・県民税	(参考) 所得税
ひとり親控除	現に婚姻をしていない又は配偶者が生死不明の人のうち、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるものがおらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる場合	30万円	35万円
勤労学生控除	合計所得金額が75万円以下で、給与所得等以外の所得金額が10万円以下の学生の場合	26万円	27万円
雑損控除	本人、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする配偶者その他の親族が災害や盗難などによる資産の損失がある場合	いずれか多い額 ①(損失額－保険等により補てんされた額)－総所得金額等×1/10 ②災害関連支出の金額－5万円	
医療費控除 ※1	従来の医療費控除 本人、生計を一にする配偶者その他親族の医療費を支払った場合	(支払った医療費)－(保険等により補てんされた額)－①②のいずれか少ない額 ①総所得金額等×5% ②10万円 ※控除額の上限は200万円	
	セルフメディケーション税制 健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取り組みを行っている方が、本人、生計を一にする配偶者その他の親族の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合 ※2	(特定一般用医薬品等購入費－保険金等)－1万2千円 ※控除額の上限は8万8千円	
社会保険料控除	本人、生計を一にする配偶者その他の親族のために社会保険料を支払った場合	支払った金額の全額 ※3	
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度の掛金、又は心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合	支払った金額の全額	
生命保険料控除	本人、配偶者その他の親族が受取人である生命保険契約等の保険料等を支払った場合	支払金額に応じて計算した控除額 最高 7万円	支払金額に応じて計算した控除額 最高 12万円
地震保険料控除	本人、配偶者その他の親族の家屋等を保険の目的とする損害保険契約等のうち地震等損害部分のために保険料等を支払った場合	支払金額に応じて計算した控除額 最高 2万5千円	支払金額に応じて計算した控除額 最高 5万円

- ※1 「従来の医療費控除」と「セルフメディケーション税制」は、いずれか一方しか選択することができません。
- ※2 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。
- ※3 生計を一にする配偶者等の親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれている介護保険料、後期高齢者医療保険料は、本人の控除の対象にはなりませんので、ご注意ください。

### 雑損控除と繰越損失

雑損控除が、その年の所得から控除しきれない場合は、翌年以降3年間繰り越すことができます。繰り越された損失額は、雑損控除ではなく、所得の計算段階で考慮される繰越損失に変わります(所得・課税証明書、納税通知書などへの表示もこれに応じて変わります)。

### (3) 税率

#### 均等割

市民税	県民税
3,900円	2,300円

#### 所得割

市民税	県民税
8%	2%

市民税の3,900円のうち、400円は認知症「神戸モデル」の負担額です。  
県民税の2,300円のうち、800円は森林や都市の緑の整備に使われる「県民緑税」です。

- ※ 平成26年度(2014年度)～令和5年度(2023年度)の10年間、市民税・県民税の均等割が、年間でそれぞれ500円、合計で1,000円増額となっています。東日本大震災を教訓とし、緊急に実施する必要性が高い、防災・減災のために使われます。

### (4) 税額控除

#### 調整控除

税源移譲に伴う所得税と市民税・県民税の人的控除額の差による負担増を調整するために、所得割額から次の額が減額されます。

合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除は適用されません。

- 市民税・県民税の課税所得金額が**200万円以下の場合**

控除額＝次の①②のいずれか小さい額×5% (市民税4%、県民税1%)

- ① 人的控除額※の差の合計額
- ② 市民税・県民税の課税所得金額

- 市民税・県民税の課税所得金額が**200万円超の場合**

控除額＝{上の①－(市民税・県民税の課税所得金額－200万円)}  
×5% (市民税4%、県民税1%)  
(2,500円に満たない場合は、2,500円)

- ※ 人的控除額とは、P10、11の所得控除のうち、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除をいいます。  
合計所得金額が2,400万円超2,500万円以下の場合、基礎控除による控除差は5万円とします。  
ひとり親控除に該当する者で、父の場合、ひとり親控除による控除差は1万円とします。

#### 住宅借入金等特別税額控除

平成21年(2009年)1月～令和7年(2025年)12月に住宅に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から引ききれなかった額がある場合は、市民税・県民税所得割額から次のいずれか少ない金額が減額されます。

- 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において引ききれなかった額
- 所得税の課税総所得金額等の合計額に5%を乗じて得た額(最高97,500円)  
ただし、平成26年(2014年)4月から令和3年(2021年)12月に入居された人(住宅の取得等が特定取得※である場合)、又は令和4年(2022年)居住開始分で特例の延長等に該当する人は、所得税の課税総所得金額等の合計額に7%を乗じて得た額(最高136,500円)
- ※ 特定取得とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等(消費税額及び地方消費税額の合計額)が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

### 住宅借入金等特別税額控除をうけるには

入居した年分の所得税の確定申告をしてください。2年目以降は勤務先での年末調整又は所得税の確定申告において所得税の住宅ローン控除の申告をしてください。個人市民税・県民税については、申告などの手続きは原則として不要です。

### 寄附金税額控除

兵庫県共同募金会、日本赤十字社兵庫県支部、都道府県、市町村、特別区、神戸市が条例で指定した団体、兵庫県が条例で指定した団体に対して寄附をした場合、次の計算による額が減額されます(寄附金の合計額が2,000円超の場合に限ります)。

控除額＝次の①②のいずれか少ない額×10%(市民税8%、県民税2%)

- ① 寄附金の合計額－2,000円
- ② 総所得金額等×30%－2,000円

ただし、他の都道府県や市区町村が条例で指定した団体であっても、神戸市若しくは兵庫県が指定していない場合には市民税・県民税の税額控除を受けることはできません。

神戸市が条例で指定した団体はホームページにてご覧になれます。

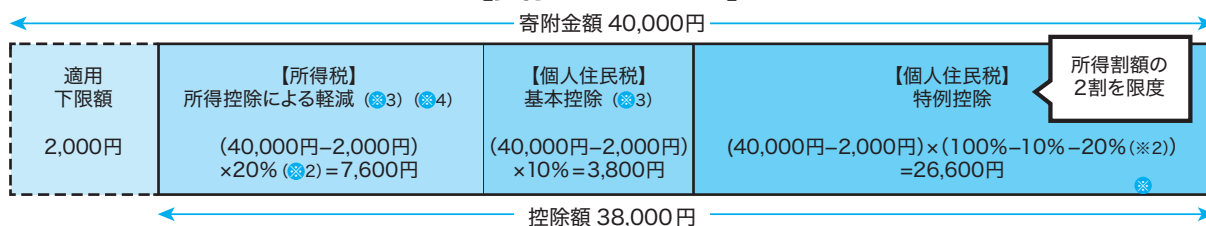
### 詳しくは ▶ 「神戸市の条例指定寄附金のご案内」

### ふるさと納税

寄附金に、都道府県、市町村、特別区に対する寄附金が含まれる場合は、前記に加えて次の額が加算されます(特例控除額。所得割額の2割が上限)。

特例控除額＝(都道府県・市町村・特別区への寄附金額－2,000円)  
×(90%－寄附した人に適用される所得税(復興特別所得税含む)の税率の最も高い率)(⇒P19)

### 【控除イメージ(※1)】



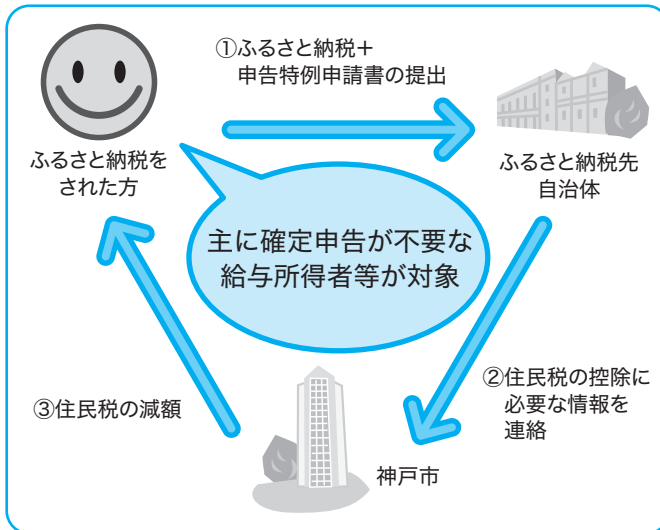
- ※1 年収700万円の給与所得者(夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し4万円の寄附をした場合のものです。
- ※2 所得税の限界税率であり、年収により0～45%の間で変動します。なお、平成26年度(2014年度)から令和20年度(2038年度)については、復興特別所得税を加算した率とします。
- ※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度です。
- ※4 確定申告をしない人で、申告特例申請書を提出した場合は、同額が個人住民税からの控除となります。



## ふるさと納税ワンストップ特例制度について

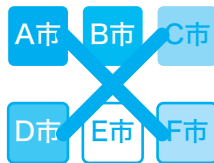
確定申告の必要のない給与所得者等がふるさと納税を行った場合、ふるさと納税を行った自治体に申請書を提出することにより、確定申告を行わなくても寄附金控除を受けられるという制度です。なお、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った場合等は、ワンストップ特例制度の適用が受けられませんので、これまで同様、確定申告をしていただく必要があります。

## ふるさと納税ワンストップ特例が適用される場合の流れ



- ①ふるさと納税を行い、**申告特例申請書**をふるさと納税先自治体に提出します。
- ②ふるさと納税先自治体から神戸市へ住民税の控除に必要な情報が送られます。
- ③②の情報をもとにふるさと納税をした**翌年度分の住民税**が減額されます。

しかし、  
以下の場合にはワンストップ特例が適用されません！



6自治体以上に寄附すると適用されません。



確定申告書・住民税の申告書を提出すると、適用されません。  
**申告書を提出する際には、寄附金控除も申告してください。**





## 配当控除

株式の配当所得がある人は、次の額が減額されます。

区分	市民税	県民税
課税所得金額の <b>1,000万円以下</b> の部分に含まれる配当所得	×2.24%	×0.56%
課税所得金額の <b>1,000万円超</b> の部分に含まれる配当所得	×1.12%	×0.28%

※ 証券投資信託の場合は、種類により控除率がかわります。

上場株式等の配当について「申告分離課税」を選択する場合は、配当控除の適用はありません。

## 外国税額控除

外国で、その国の所得税などを課された場合には、市民税・県民税の額が減額されます。

所得税で外国税額控除が適用され所得税から引ききれなかったときは、まず県民税所得割から減額し、それでも引ききれなかった場合に、市民税所得割から所得税の控除限度額の24%を上限として減額されます。

## 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

配当割又は株式等譲渡所得割が特別徴収された場合において、これらの事項に関して確定申告した場合は、市民税・県民税の所得割から、配当割又は株式等譲渡所得割の相当額が減額されます。引ききれなかった場合は、同一年度分の市民税・県民税均等割に充当し、充当してもなお金額があるときは、当該金額を還付します。

# ● 課税の特例(分離課税)

## 総合課税と分離課税

所得割額を計算する場合、前年の所得金額については、原則としてすべての所得を合計して計算します(「総合課税」といいます)。

ただし、土地・建物等の譲渡所得や退職所得などについては、他の所得と区別して、特別な方法で税額を計算する特例があります。これを「分離課税」といいます。

「分離課税」の納税方法については、退職所得の分離課税を除き、分離課税分も総合課税分と同じく所得のあった翌年に納めていただきます。

土地・建物等の譲渡を行った翌年は、大幅に市民税・県民税の税額が増える場合がありますのでご注意ください。

## (1) 退職所得の課税の特例

退職金等に対する市民税・県民税は、所得税と同じく他の所得とは分けて計算し、お勤め先の会社などが退職金等を支払う際に、支払金額から差し引きます。差し引かれた市民税・県民税は、退職金等の支払いを受けるべき日(通常は退職日)の属する年の1月1日にお住まいの市町村に納めていただきます。

$$\text{税額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \quad ※1$$

$$\times 10\% (\text{市民税}6\%、\text{県民税}4\%) \quad ※2$$

- ※1 役員等で勤続年数5年以下の人は、1/2控除はありません。
  - ・令和4年(2022年)1月1日以後に支払を受けるべき退職金等より、役員等以外の勤続年数5年以下の人は、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分の1/2控除はありません。
  - ・1,000円未満の端数切捨て。
- ※2 市民税・県民税はそれぞれ別に計算します。(100円未満の端数切捨て)

**退職所得控除額** 退職所得控除額は勤続年数に応じて計算します。

勤続年数	
20年以下	40万円×勤続年数(80万円に満たない場合は80万円)
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※ 障害者になったことにより退職した場合は、それぞれの額に100万円を加算します。

## (2) その他の分離課税

個人が土地・建物等又は株式等を売った(譲渡した)場合の利益(譲渡所得)などは、他の所得と分けて所得割の額を計算します。

区分		市民税	県民税
短期譲渡所得(所有期間5年以下) (国・地方公共団体等に譲渡した場合)		7.2%(4%)	1.8%(1%)
長期譲渡所得(所有期間5年超)			
優良住宅地等 のための譲渡	2,000万円以下	3.2%	0.8%
	2,000万円超	64万円+(課税所得金額 -2,000万円)×4%	16万円+(課税所得金額 -2,000万円)×1%
居住用財産 の譲渡	6,000万円以下	3.2%	0.8%
	6,000万円超	192万円+(課税所得金額 -6,000万円)×4%	48万円+(課税所得金額 -6,000万円)×1%
上記以外の譲渡		4%	1%
上場株式等の譲渡所得		4%	1%
上場株式等の配当所得		4%	1%
未公開株式等の譲渡所得		4%	1%
先物取引による雑所得		4%	1%

## ● 申告

### 市民税・県民税の申告

市内に住所がある人は、原則として毎年2月から3月15日までの間に申告書を提出していただくこととなっています。ただし、所得税の確定申告をした人や、次の人は市民税・県民税の申告の必要はありません。

- 前年中の収入が給与だけで、お勤め先から給与支払報告書が提出されている人
- 前年中の収入が公的年金等だけで、年金の支払者から公的年金等支払報告書が提出されている人
- 前年中の合計所得金額が次の算定で求めた額以下の人  
35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+10万円+21万円  
(21万円は同一生計配偶者または扶養親族のある人のみ加算されます)

年末調整ができない医療費控除や雑損控除などの適用を受けようとする場合や、所得に関する証明書(非課税の証明書など)が必要な人は、所得税の確定申告又は市民税・県民税の申告が必要です。

また、公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等以外の他の所得の金額が20万円以下の人は確定申告をする必要がありません(還付申告除く)が、公的年金等支払報告書に記載されていない控除の適用を受けようとする場合や公的年金等以外の所得がある場合など、市民税・県民税の申告が必要になる場合があります。

**申告先 ▶ 市民税課 個人市民税担当 ☎(078)647-9300**  
(※自動音声案内が流れます。お問い合わせ内容に応じて担当部署にお繋ぎいたします。)  
FAX (078) 647-9560

### 給与支払報告書の提出

会社などが前年中に従業員に給与を支払った場合は、毎年1月31日までに給与支払報告書を作成して、従業員がお住まいの市町村へ提出してください。

**提出先 ▶ 法人税務課 特別徴収担当 ☎(078)647-9401**

## ● 納付方法

### (1)会社などにお勤めの人 ➡ 給与からの特別徴収

お勤めの人の場合は、神戸市からお勤め先とご本人に税額をお知らせし、お勤め先が、1年分の税額を年12回に分けた毎月の税額を給与から差し引いて(特別徴収)、神戸市へ納付することとなっています。

**納 期 ▶ 令和5年(2023年)6月～令和6年(2024年)5月まで毎月**

## (2) 年金を受給している人(65歳以上) ➡ 年金からの特別徴収

65歳以上の年金を受給している人の場合は、神戸市から年金の支払者にご本人に年金にかかる税額をお知らせし、1年分の税額を年6回に分けて、年金支給月ごとに年金から引き落として(特別徴収)、神戸市へ納付することとなっています。

### 年金からの特別徴収のしくみ

次の①～④全てに当てはまる方が対象となります

- ① 公的年金等を受給されている満65歳以上の方
- ② 公的年金等にかかる所得に対して個人の市民税・県民税が課税される方
- ③ 年額18万円以上の老齢基礎年金、老齢年金、退職年金等を受給されている方
- ④ 4月1日現在、神戸市の介護保険料が年金から引落しされている方

### 引落とし時期

#### ●引落とし(特別徴収)を開始する年度

月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
方法	納付書(普通徴収)		年金からの引落とし(特別徴収)		
税額	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

#### ●前年度から続けて引落とし(特別徴収)をする年度

月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
方法	年金からの引落とし(仮徴収)			年金からの引落とし(本徴収)		
税額	前年度の年金所得に係る税額の1/2の額の1/3ずつ			年税額から仮徴収額を引いた残りの額の1/3ずつ		

## (3) 自営業の人など ➡ 年4回の普通徴収

自営業の人や64歳以下で年金を受給している人など、前記の(1)、(2)にあてはまらない人は、毎年6月に市民税課からお送りする納税通知書兼納付書で、1年分の税金を一括又は年4回に分けてお納めください。

### 1期

令和5年(2023年)  
6月30日まで

### 2期

令和5年(2023年)  
8月31日まで

### 3期

令和5年(2023年)  
10月31日まで

### 4期

令和6年(2024年)  
1月31日まで

## 個人市民税・県民税と所得税の違い

	市民税・県民税 (令和5年度(2023年度)分)	所得税(復興特別所得税を含む) (令和4年(2022年)分)
対象となる所得	前年中の所得	その年の所得
非課税制度	あり(P6のとおり)	ありません。
均等割	あり(P12のとおり)	ありません。
税率(総合課税分)	所得金額にかかわらず 市民税：8% 県民税：2%	課税総所得金額の各段階に応じて高くなっていきます(累進税率)。 195万円以下 5.105% 195万円超 330万円以下 10.210% 330万円超 695万円以下 20.420% 695万円超 900万円以下 23.483% 900万円超 1,800万円以下 33.693% 1,800万円超 4,000万円以下 40.840% 4,000万円超 45.945%
所得控除	(P10、11のとおり)	市民税・県民税に比べて所得税の方が大きくなっています。(P10、11)
住宅借入金等特別控除	(P12のとおり)	住宅借入金等特別控除は、まず所得税から減額し、引ききれなかった額を市民税・県民税から減額することとなっています。(P12)
寄附金税額控除	税額控除(P13のとおり)	所得控除(一部税額控除もあり)
納付方法(お勤めの場合)	6月～翌年5月まで毎月の給料から差引き(特別徴収)。 年末調整はありません。	1月～12月の毎月の給料に加えボーナスからも差引き(源泉徴収)。 年末調整があります。

**Q** 所得税は年末調整できるのに、個人市民税・県民税はできないのでしょうか。

**A** 市県民税の場合は、前年中の給料の総額が確定したのちに税額を計算していますので、概算で給料から差し引いている所得税とは異なり、精算の必要がないため「年末調整」はありません。

なお、所得税は、先に概算で計算した税額を毎月の給料から差し引きし、1年間の給料の総額が決まった段階(通常は12月の給料の支払時)で、毎月の給料から差し引いた概算の所得税額の合計と、実際の1年間の給料の総額から計算した所得税とを精算することになります。この精算する作業を「年末調整」といいます。



## ● 市民税・県民税の免税・減免

免税・減免には次のようなものがあります。

種類	対象者
年の途中から免税	年の途中から生活保護法の規定による生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、又は葬祭扶助を受けることとなった人。扶助を受けた後の市民税・県民税が免除されます。 (年の初めから生活扶助を受けている人は非課税です)
一部が減免	<p>① 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第1条に規定する被爆者で、前年の合計所得金額が145万円(ただし、配偶者控除・扶養控除がある場合はその額、16歳未満の扶養親族がある場合は33万円、同居特別障害者加算がある場合は23万円を加算します)以下の人。 ⇒【均等割、所得割が5割軽減されます】</p> <p>② 前年の合計所得金額が400万円(ただし、配偶者控除・扶養控除がある場合はその額、16歳未満の扶養親族がある場合は33万円、同居特別障害者加算がある場合は23万円を加算します)以下で前年の普通所得(総所得金額のうち譲渡所得及び一時所得以外の所得金額をいいます)に比べて、本年の普通所得が半分以下に減った人。 ⇒【普通所得に対する所得割について、減少割合の5割相当額(最高5割)が軽減されます】 ※本年の普通所得が確定する年明けにご相談ください。</p>

お問い合わせ ▶ 市民税課 ☎(078)647-9300

(※自動音声案内が流れます。お問い合わせ内容に応じて担当部署にお繋ぎいたします。)

## 2 法人の市民税

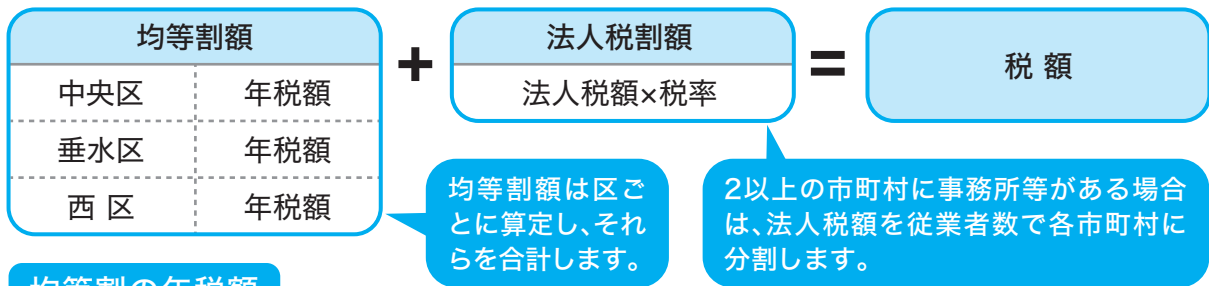
法人市民税は、市内に事務所、事業所(以下「事務所等」といいます)又は寮等をもつ法人のほか、法人でない社団等にもかかる税金です。法人の規模に応じて決まる「均等割」と、法人税(国税)の額に応じて決まる「法人税割」から成り立っています。

### ● 法人市民税を納める法人など(納税義務者)

納税義務者	納めていただく税金	
	均等割	法人税割
市内に事務所等がある法人	○	○
市内に事務所等はないが、寮等がある法人	○	×
市内に事務所等がある法人課税信託の引受けを行う個人	×	○

### ● 税額の計算方法

例えば、中央区と垂水区と西区に事務所等を設けている法人の場合、税額は次のようになります。



#### 均等割の年税額

均等割額は下表の額が、区ごとに算定され課税されます。

「資本金等の額※1」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額※2	区内の従業者数の合計	
	50人超	50人以下
① 地方税法第294条第7項の公益法人等のうち、地方税法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第二の独立行政法人で収益事業を行うものを除く) ② 地方税法第294条第8項の人格のない社団等※3 ③ 一般社団法人及び一般財団法人 ④ 保険業法の相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの	5万円	
1千万円以下	12万円	5万円
1千万円超1億円以下	15万円	13万円
1億円超10億円以下	40万円	16万円
10億円超50億円以下	175万円	41万円
50億円超	300万円	

- ※1 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額(令和4年(2022年)3月31日以前に開始する事業年度において、連結法人は令和2年(2020年)改正前同法同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額)に、地方税法第292条第1項第4号の2による調整を行った額
- ※2 平成27年(2015年)3月31日以前に開始する事業年度については法人税法に規定する(連結個別)資本金等の額
- ※3 法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ収益事業を行うもの

区分	税率	
	令和元年(2019年)10月1日以後に開始する事業年度分	平成26年(2014年)10月1日以後に開始する事業年度分
下記以外の法人 (法人課税信託の引き受けを行うものを含む)	8.4%	12.1%
課税標準となる法人税(国税)の額(分割前の金額)が年額1,600万円以下で、かつ、次のいずれかに該当する法人等 ○ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ○ 資本金又は出資金を有しない法人(保険業法に規定する相互会社は除く) ○ 人格のない社団等	6.0%	9.7%

## ● 申告と納付方法

下表の提出期限内に、法人税務課に申告(大法人等については、eLTAXによる電子申告(①)が義務となっています。)し、納付書又はeLTAXによる電子納税(②)によって納めます。(①②についてはP54)

種類	申告・納付期限	申告納付税額(A) + (B)	
		法人税割(A)	均等割(B)
中間申告	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内(※1)	前事業年度の確定法人税割額 × 6 ÷ 前事業年度の月数(※1)	年税額 × 事務所等の所在月数 ÷ 12
		事業年度開始の日以後6か月の期間を1つの事業年度とみなして計算した法人税額をもとに計算した額(※1)	
確定申告	事業年度終了の日の翌日から2か月以内(原則※2)	確定法人税割額 - 中間申告納付額	年税額 - 中間申告納付額

- ※1 通算親法人事業年度開始の日以後6か月を経過した日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係がある通算子法人は、異なる場合があります。
- ※2 申告・納付期限は、法人税(国税)と同じです。法人税(国税)について税務署長から申告期限延長の承認を受けている場合は、法人市民税の申告期限も延長となります。

## ● 異動が生じた場合の届出の方法

神戸市内で新たに法人を設立、事務所等を開設した場合、又は、資本金の変更、事務所等の移転等、既に神戸市に届出している事項に変更があった場合は、それぞれ届出が必要です。「法人設立・開設届」「法人の異動届」により、法人税務課へ提出をお願いします。なお、届出の様式は[ホームページ](#)からダウンロードできます。(eLTAXを利用する場合はP54。)

また、法人市民税とは別に、法人税(国税)、法人県民税及び法人事業税(県税)に関しても届出が必要です。税務署、県税事務所にお問い合わせください。(電話番号はP58)

お問い合わせ ▶ 法人税務課 法人市民税担当

☎(078)647-9398 FAX(078)647-9570

# 3 固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税は、固定資産を所有している人に課税される税金です。税額は固定資産の価格を基に計算されます。なお、都市計画税は、市街化区域内の土地・家屋に対して、固定資産税とあわせて課税されます。

	土地	家屋	償却資産
市街化区域内	固定資産税 都市計画税	固定資産税 都市計画税	固定資産税
市街化調整区域	固定資産税	固定資産税	

## ● 固定資産とは

土地・家屋・償却資産を総称したもの

土地	田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地
家屋	住宅、店舗、事務所、病院、工場、倉庫等
償却資産	土地・家屋以外の「事業用資産」で、法人税又は所得税の減価償却の対象となる資産

## ● 固定資産税・都市計画税を納める人(納税義務者)

毎年1月1日(賦課期日)現在に固定資産を所有している人

土地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

## ● 税額の計算方法

$$\text{固定資産の価格} \rightarrow \text{課税標準額} \times \text{税率} \begin{matrix} \text{固定資産税率} & 1.4\% \\ \text{都市計画税率} & 0.3\% \end{matrix} = \text{税額}$$

※ 課税標準額については、[P27「\(3\) 課税標準額」](#)をご参照ください。

### (1) 固定資産の価格

固定資産の価格(以下「評価額」といいます)は、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づいて評価して決定します。

## (2) 評価の方法

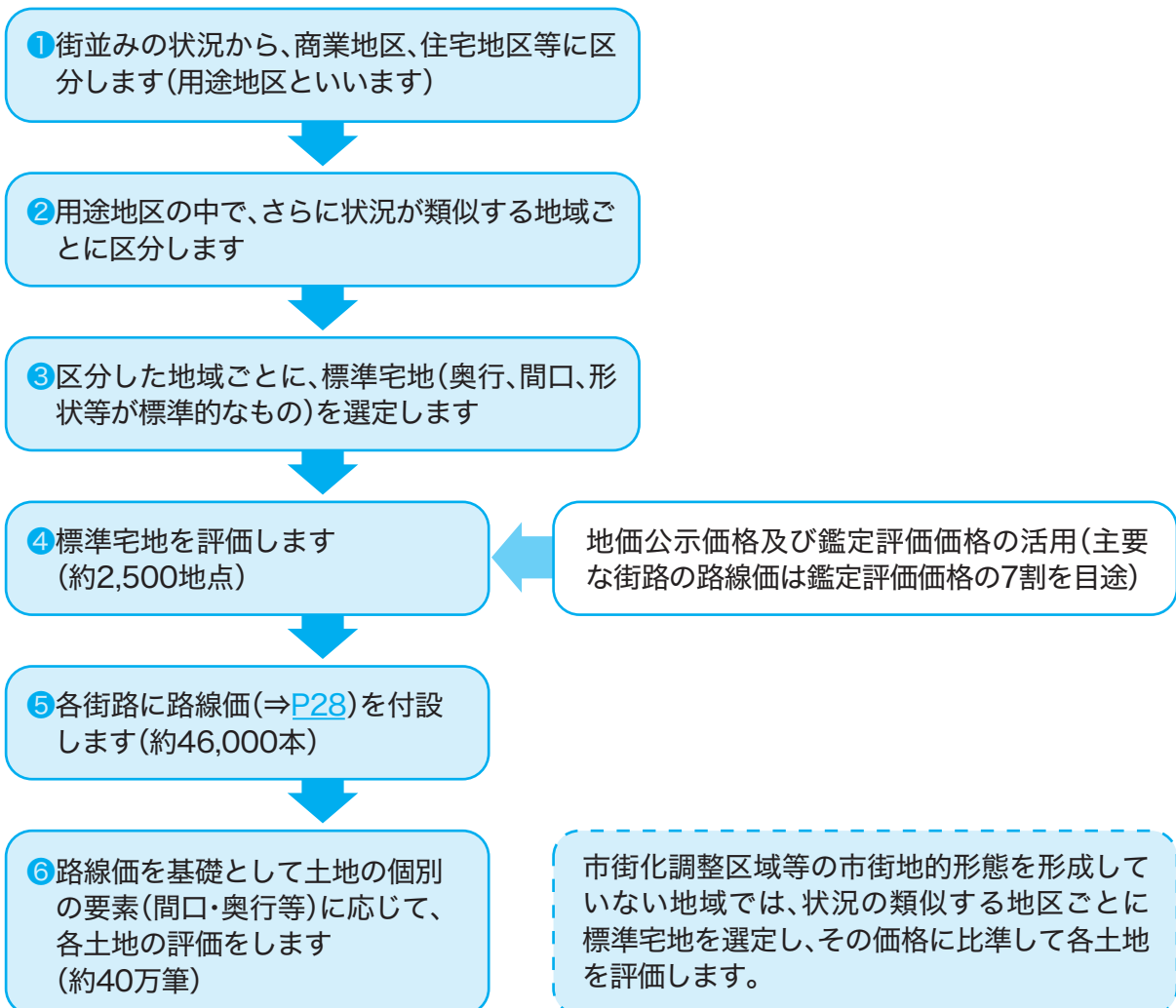
### 土地

地目	その年の1月1日現在の利用状況により判断します
地積	原則として登記簿に登記されている地積で計算します
評価額	地目別に定められた評価方法により評価を行います

### 宅地の評価

令和5年度(2023年度)の宅地の評価は、基準年度(令和3年度(2021年度))の前年(令和2年(2020年))の1月1日の地価公示価格及び不動産鑑定士による鑑定評価から求めた価格の7割を目途とした価格を基礎として、宅地の評価方法により行います。

(例)市街地の宅地の評価の流れ





## 農地・山林の評価

状況の類似する地区ごとに、標準的な田・畑・山林を選定し、その価格に比準して各土地を評価します。  
ただし、市街化区域に存在する農地(市街化区域農地)および農地法により宅地等への転用許可を受けた農地並びに市街化区域に存在する山林等については、状況が類似する宅地の価格に比準して評価します。

なお、神戸市内の市街化区域農地(特定市街化区域農地)は、[P29\(2\)市街化区域農地に対する特例措置](#)にあるとおり、課税の適正化措置(宅地並課税)が定められています。

また、指定を受けてから30年を経過していない生産緑地地区及び特定生産緑地地区の指定を受けた農地は、一般農地として評価します。

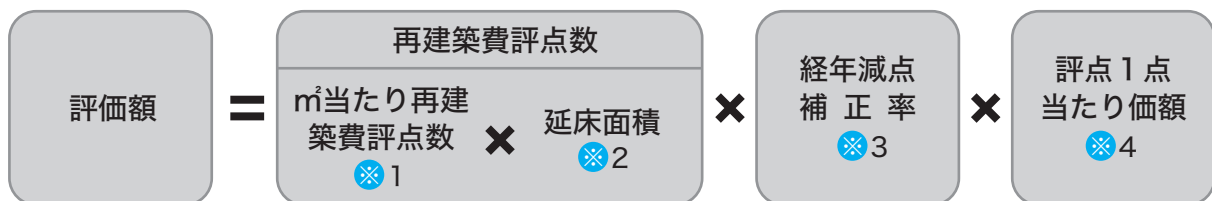
## 雑種地等の評価

付近の土地の価額に比準して評価します。

## 家屋

家屋の評価は、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づき、再建築価格方式により行います。再建築価格方式とは、下記の方法により評価額を算出する評価方法です。

したがって、実際に要した建築費用(請負金額・購入価格)とは異なります。また、建築費の何割というものでもありません。



- ※1 m<sup>2</sup>当たり再建築費評点数: 屋根、基礎、柱・壁体、外部の仕上、内部の仕上、建築設備等の使用資材、施工量等から算出します。
- ※2 延床面積: 区分所有家屋は、「専有部分の床面積+持分で按分した共用部分の床面積」が延床面積になります。
- ※3 経年減点補正率: 建築後の年数に応じて通常生ずる減価を基礎として定めたもの(古くなって価値が減少した状況)です。
- ※4 評点1点当たり価額: 物価水準の地域的格差や設計管理費を補正するものです。

## 詳しくは ▶ 「家屋の評価」

減額措置については、[P32～P34「家屋の固定資産税の減額措置」](#)をご参照ください。

## 土地・家屋の評価替え

土地と家屋の評価額は、3年ごとに見直し(評価替え)を行います。この見直しを行う年度のことを基準年度といい、令和3年度(2021年度)がこれにあたります。見直した評価額は、原則として次回の基準年度(令和6年度(2024年度))まで3年間据え置きます。

ただし、土地の分合筆や地目変更等、家屋の新築・増改築や一部取り壊し等があれば、その翌年度に新しい評価額を決定します。

また、土地については、基準年度以外の年度においても地価の下落が認められる地域について、特例措置として簡易な方法により評価額の修正を行います。

## 償却資産

償却資産の評価は、取得価額を基にして、取得後の経過年数に応じた価値の減少(減価)を考慮し、資産1品ごとに評価します。

- 前年中に取得した償却資産 評価額=取得価額×(1-減価率÷2)
- 前年より前に取得した償却資産 評価額=前年度の評価額×(1-減価率)

取得価額	原則として国税(法人税、所得税)の申告金額と同じ
減価率	原則として国税の耐用年数表(財務省令)の耐用年数に応じて決められている旧定率法の減価率

計算した結果が、取得価額の5%を下回るときは、取得価額の5%が評価額となります。

### 償却資産の申告について

償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の資産の状況(資産の種類、名称、取得時期、取得価額、耐用年数等)を記載した償却資産申告書を1月31日までに提出する必要があります。

なお、リース資産については通常リース会社が納税義務者ですが、譲渡条件付リース等で、使用者が申告しなければならない場合もありますので、取扱いが不明な時はリース会社にご確認ください。

地方税法の規定により、非課税となる資産、課税標準の特例が適用される資産、又は市税条例の規定により税額が減免される資産がある場合は、別途申告書の提出が必要となります。

詳しくは ▶ 「[償却資産\(固定資産税\)の申告](#)」

申告先 ▶ 固定資産税課 償却資産担当

☎(078)647-9433~5 FAX(078)647-9439

### 償却資産の種類と具体例

資産種類		課税の対象となる償却資産の例
① 構築物	構築物	舗装路面、門、塀、屋外配管、緑化施設等
	建物附属設備	受電・変電等電気設備、貸借人内装・内部造作等
② 機械及び装置		各種製造設備・クレーン等土木建設機械等
③ 船舶		はしけ、ボート、漁船、客船、貨物船、工作船等
④ 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
⑤ 車両及び運搬具		鉄軌道用車両、大型特殊自動車、その他運搬車等
⑥ 工具、器具及び備品		パソコン、応接セット、ルームエアコン、複写機等

※ ビルの一室等を借りられ内装等を施工された場合は、内装・設備一式等も課税対象となります。

### (3) 課税標準額

課税標準額とは、税額を算出するための基礎となるものです。

原則として評価額が課税標準額となります。ただし、課税標準の特例(住宅用地に対する特例措置(P29)等や負担調整措置(P30)等)の適用を受ける場合、課税標準額が評価額より低くなる場合があります。

### (4) 免税点

同一区内に同一人が所有する各資産の固定資産税の課税標準額の合計額が、次の金額未満の場合は、固定資産税・都市計画税は課税されません。

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

### (5) 減免

次のような事由が発生した際には、税額が減免される場合があります。減免を受けるためには、減免事由発生の日から10日以内に、減免申請書と減免事由を証する書類を固定資産税課へ提出する必要があります。

- 生活保護法による生活扶助を受けたとき
- 神戸市の公共事業により、土地、家屋が使用収益できないとき(土地区画整理事業等)
- 震災、風水害等で固定資産が滅失、甚大な損害を受けたとき
- 神戸市に固定資産を寄付したとき
- 相続税として固定資産を国に物納したとき

詳しくは ▶ 固定資産税課 ☎(078)647-9400

(※自動音声案内が流れます。お問い合わせ内容に応じて担当部署にお繋ぎいたします。)

## ● 納付方法

毎年4月に固定資産税課から納税通知書及び納付書が送付されますので、納付書により一括又は年4回に分けてお納めください(口座振替申込手続きが完了している場合は、納税通知書に納付書は添付されません)。

【令和5年度(2023年度) 納期限】

1期

令和5年(2023年)  
5月1日まで

2期

令和5年(2023年)  
7月31日まで

3期

令和5年(2023年)  
12月25日まで

4期

令和6年(2024年)  
2月29日まで

# ● 情報開示

## (1) 路線価等の公開

路線価とは、市街地等において街路に付けられた価格のことであり、具体的には、その街路に接する標準的な宅地の1㎡当たりの価格をいいます。

公開情報	路線価	市街地的形態を形成する地域・・・すべての路線価 上記以外の地域・・・すべての標準宅地に係る1㎡当たりの価格
	修正率	地価の下落が認められた場合に適用する評価額の修正率
公開場所	全市分	○ 市役所1号館18階市民情報サービス課(市政情報室) ○ 新長田合同庁舎4階固定資産税課 ○ 市立中央図書館 ○ <a href="#">神戸市ホームページ(神戸市情報マップ)</a>
	各区分	○ 該当する区の市立図書館

## (2) 縦覧制度

所有する土地又は家屋の評価額と、同一区内に所在する他の土地又は家屋の評価額を比較するため、「土地価格等縦覧帳簿」又は「家屋価格等縦覧帳簿」を無料でご覧いただけます。

縦覧期間は、例年4月1日から4月30日(土・日・祝日が該当すればその翌日)です。

### 縦覧場所 新長田合同庁舎4階固定資産税課

※本人確認書類(個人番号(マイナンバー)カード、運転免許証等)の提示が必要です。

※納税者以外の方が縦覧する場合は納税者からの委任状等が必要です。

## (3) 閲覧(固定資産課税台帳の写し、名寄せ帳)

所有する固定資産の価格や税額等が記載された課税台帳の写しを取得(閲覧)できる制度です。また、所有者以外にも借地借家人その他固定資産を処分する権利を有する一定の方も、使用又は収益の対象となる部分について、取得(閲覧)できます。証明書ではないため、公印はありません。

**閲覧場所** 土地・家屋⇒新長田合同庁舎2階市税の窓口  
又は土地・家屋が所在する区の市税の窓口(兵庫・北神を除く)

償却資産⇒新長田合同庁舎2階市税の窓口

※インターネット・郵送でも請求できます。

詳しくは、[「閲覧\(固定資産課税台帳の写し・名寄せ帳\)」](#)をご覧ください。

**閲覧手数料** 1区・1所有者・1年度分につき300円

※縦覧期間中(上記(2))は無料(固定資産を処分する権利を有する一定の方を除く)

## ● 土地の固定資産税・都市計画税の特例

### (1) 住宅用地に対する特例措置

居住用の家屋の敷地(住宅用地)については、その税負担を特に軽減する必要があることから、課税標準の特例が設けられています。住宅用地の課税標準額は、評価額に特例率(住宅用地特例率)を乗じた額が上限となります。

住宅用地	固定資産税 課税標準額	都市計画税 課税標準額
小規模住宅用地 (200㎡以下の部分)	評価額×1/6	評価額×1/3
一般住宅用地 (200㎡を超える部分)	評価額×1/3	評価額×2/3

※ 同一敷地内に住宅が複数戸ある場合、「200㎡×戸数」までが「小規模住宅用地」となります。

#### 住宅用地の範囲

特例の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地面積(家屋の延床面積の10倍が限度となります)に下表の率を乗じて求めた面積となります。

家屋	居住割合	率
専用住宅	全部	1.0
地上4階以下の 併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
	2分の1以上	1.0
地上5階以上の 併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
	2分の1以上4分の3未満	0.75
	4分の3以上	1.0

※ 「専用住宅」とは、専ら居住の用に供する家屋をいい、「併用住宅」とは、その一部(4分の1以上)が居住の用に供されている家屋をいいます。

### (2) 市街化区域農地に対する特例措置

課税の適正化措置(宅地並課税)の対象となる市街化区域農地の課税標準額は、評価額に特例率を乗じた額が上限となります。

固定資産税 課税標準額	都市計画税 課税標準額
評価額×1/3	評価額×2/3



### (3) 負担調整措置

評価額が急激に上昇した土地については、税負担の上昇が緩やかになるよう、課税標準額を徐々に上昇させる負担調整措置が講じられています(課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものを「負担水準」といいます)。

このため、例えば過去の評価替えにおいて評価額が急激に上昇した一方で、負担調整措置により、本来負担すべき税額まで段階的に引き上げている過程にある土地(負担水準が低い土地)については、評価額が前年度より下がっても、税額が据置き又は上昇する場合があります。

#### 【住宅用地の場合】

負担水準※1	課税標準額	税額
100%以上	評価額×住宅用地特例率 ※2…特例課税標準額	据置き 又は 引下げ
100%未満	前年度課税標準額+特例課税標準額×5% ただし、上記の方法による課税標準額が、 ・特例課税標準額を上回る場合は、特例課税標準額 ・特例課税標準額の20%を下回る場合は、20%相当額	上 昇

※1 負担水準=前年度課税標準額÷特例課税標準額×100(%)

※2 住宅用地特例率…「住宅用地に対する特例措置」(⇒P29参照)

#### 【非住宅用地(商業地等)の場合】

負担水準※	課税標準額	税額
70%超	評価額×70%	引下げ
60%以上 70%以下	前年度課税標準額と同額	据置き
60%未満	前年度課税標準額+評価額×5% ただし、上記の方法による課税標準額が、 ・評価額の60%を上回る場合は、60%相当額 ・評価額の20%を下回る場合は、20%相当額	上 昇

※ 負担水準=前年度課税標準額÷本年度評価額×100(%)

【市街化区域農地の場合】

負担水準※	課税標準額	税額
100%以上	固定資産税: 評価額×1/3…(☆) 都市計画税: 評価額×2/3…(☆)	据置き 又は 引下げ
100%未満	前年度課税標準額+(☆)×5% ただし、上記の方法による課税標準額が、 ・(☆)を上回る場合は、(☆) ・(☆)の20%を下回る場合は、20%相当額	上昇

※ 負担水準 = 前年度課税標準額 ÷ (☆) × 100(%)    ※ (☆) = 評価額から算出した課税標準額

【一般山林の場合】

負担水準※	課税標準額	税額
100%以上	評価額	据置き 又は 引下げ
100%未満	前年度課税標準額 + 評価額×5% ただし、上記の方法による課税標準額が、 ・評価額を上回る場合は、評価額 ・評価額の20%を下回る場合は、20%相当額	上昇

※ 負担水準 = 前年度課税標準額 ÷ 本年度評価額 × 100(%)

【一般農地(市街化区域農地以外の農地)の場合】

前年度課税標準額 × 下表の負担調整率(評価額を上回る場合は評価額)

負担水準※	負担調整率
90%以上	1.025
80%以上 90%未満	1.05
70%以上 80%未満	1.075
70%未満	1.10

※ 負担水準 = 前年度課税標準額 ÷ 評価額 × 100(%)

# ● 家屋の固定資産税の減額措置

## (1) 新築住宅に対する減額措置

令和6年(2024年)3月31日までの間に新築された住宅について、次の要件をすべて満たす場合は、新築後の一定期間、固定資産税が減額されます。なお、都市計画税は減額されません。

新築された年の翌年の1月31日までに固定資産税課へ申告してください。

### ※ 新築住宅が長期優良住宅の場合

通常の住宅と比べて、使用期間が特に長い長期優良住宅として、着工までに市の認定を受けた新築住宅に限り、下表のとおり減額期間が延長されます。

また、認定長期優良住宅の減額を受けるには、新築された年の翌年の1月31日までに固定資産税課へ申告してください。

### お問い合わせ ▶ 減額措置を受けるための手続き

⇒固定資産税課

☎(078)647-9400 FAX(078)647-9429

長期優良住宅の認定

⇒建築住宅局建築指導部建築安全課

☎(078)595-6557 FAX(078)595-6663

### (1) 減額要件

- ① 居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上であること
  - ② 居住部分の床面積が一戸あたり50㎡(一戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡)以上280㎡以下であること
- ※ 居住部分の床面積は、分譲マンション等の区分所有家屋については、「専有部分の床面積＋持分で按分した共用部分の床面積」で判定します。また、賃貸マンション等についても、独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

### (2) 減額割合・減額期間

住宅の階層等	居宅部分の床面積	減額対象	減額割合	減額期間	長期優良住宅の減額期間
① 一般の住宅 (②以外の住宅)	50(40)㎡ ～120㎡	居住部分全部	2分の1	3年度分	5年度分
	120㎡ ～280㎡	居住部分の内 120㎡相当分			
② 3階建以上の 耐火(準耐火) 構造の住宅 ※	50(40)㎡ ～120㎡	居住部分全部		5年度分	7年度分
	120㎡ ～280㎡	居住部分の内 120㎡相当分			

※ 耐火構造、準耐火構造とは、建築基準法の規定によるものです。

## (2) その他の減額措置

令和6年(2024年)3月31日までの間に、以下の工事を実施した住宅について、一定の要件を満たす場合は、改修工事の翌年度分の家屋の固定資産税が減額されます。なお、都市計画税は減額されません。

該当する場合は、以下の改修工事の完了日から3か月以内に固定資産税課へ申告してください。

### (1) 減額要件・減額割合

減額措置	主な要件	減額対象	減額割合	長期優良住宅の減額割合
ア・耐震改修工事を行った住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 昭和57年(1982年)1月1日以前から所在する住宅であること</li> <li>② 居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上であること</li> <li>③ 耐震基準に適合する改修工事を行ったこと</li> <li>④ 工事費用が1戸あたり50万円を超えること</li> <li>※長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は、①～④に加え、⑤の要件を満たすこと</li> <li>⑤ 居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること</li> </ul>	居住部分 120㎡ 相当分まで	家屋の 固定資産税の 2分の1	家屋の 固定資産税の 3分の2
イ・バリアフリー改修工事を行った住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新築された日から10年以上を経過した住宅(貸家住宅を除く)であること</li> <li>② 改修後の住宅の床面積が1戸あたり50㎡以上280㎡以下であること</li> <li>③ 居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上であること</li> <li>④ 次のいずれかの人が居住すること 65歳以上の人、要介護又は要支援の認定を受けている人、一定の障害のある人</li> <li>⑤ 次のバリアフリー改修工事の内、いずれかの工事を行ったこと(家屋内部の工事が対象) 廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、便所の改良、手すりの設置、床の段差の解消、引き戸への取替え、床表面の滑り止め化</li> <li>⑥ 工事費用(補助金等をもって充てる部分を除く自己負担)が1戸あたり50万円を超えること</li> </ul>	居住部分 100㎡ 相当分まで	家屋の固定資産税の 3分の1	

減額措置	主な要件	減額対象	減額割合	長期優良住宅の減額割合
ウ・省エネ改修工事を行った住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>①平成26年(2014年)4月1日以前から所在する住宅(貸家住宅を除く)であること</li> <li>②改修後の住宅の床面積が1戸あたり50㎡以上280㎡以下であること</li> <li>③居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上であること</li> <li>④現行の省エネ基準に適合した、次の改修工事(外気と接するもの)を行ったこと 窓の断熱工事(必須)、窓の工事と併せて行う天井、壁、床の断熱工事</li> <li>⑤工事費用(補助金等をもって充てる部分を除く自己負担)が1戸あたり60万円(※1)を超えること</li> </ul>	居住部分 120㎡ 相当分まで	家屋の 固定資産税の 3分の1	家屋の 固定資産税の 3分の2

- ※1 ・断熱改修工事に係る費用が60万円超又は  
・断熱工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超
- ※家屋の固定資産税の減額措置については、減額の種類により、重複して適用できない場合があります。

詳しくは ▶ 「[家屋](#)」

## ● その他の届出等のお願ひ

下記のような場合、ご連絡をお願いします。

- 住所(送付先)を変更した場合
- 所有者がお亡くなりになった場合
- 未登記の家屋の所有者を変更した場合
- 家屋を新築、増改築、(一部)取り壊した場合
- 住宅を店舗に変える等家屋の用途を変更した場合
- ※一般倉庫から冷蔵倉庫、又は冷蔵倉庫から一般倉庫になった場合も含みます

詳しくは ▶ 「[冷蔵倉庫用建物における固定資産税の取扱い](#)」

- 共用私道を所有している場合(一定の要件を満たす場合、その私道の固定資産税が非課税又は減額となります)

### 連絡先

土地・家屋⇒ 固定資産税課

☎(078)647-9400

(※自動音声案内が流れます。お問い合わせ内容に応じて担当部署にお繋ぎいたします。)

FAX(078)647-9429

償却資産⇒ 固定資産税課 償却資産担当

☎(078)647- 9433~5 FAX(078)647-94299



# 4 軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車に対して課税されます。

## ● 軽自動車税(種別割)を納める人(納税義務者)

毎年4月1日(賦課期日)に、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している人

4月2日以降に廃棄・譲渡しても1年分の税金がかかります！

## ● 年税額

原動機付自転車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車、小型特殊自動車

車種区分		年税額
原動機付自転車	排気量50cc(600w)以下	2,000円
	排気量50cc(600w)超90cc(800w)以下	2,000円
	排気量90cc(800w)超125cc(1,000w)以下	2,400円
	ミニカー(三輪以上で排気量50cc(600w)以下)	3,700円
二輪の軽自動車(排気量125cc超250cc以下)		3,600円
二輪の小型自動車(排気量250cc超)		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他作業用	5,900円

軽四輪等(三輪以上の軽自動車)

車種区分			年税額		
			(A) 平成27年(2015年)3月31日までに最初(新車)の新規検査を受けた車両	(B) 平成27年(2015年)4月1日以降に最初(新車)の新規検査を受けた車両	(C) 最初(新車)の新規検査から13年を経過した車両 ※
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※ 「燃料の種類」が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車及び被けん引自動車は除きます。

## 軽自動車税(種別割)のグリーン化特例(軽課)について

令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までに最初(新車)の新規検査を受けた軽四輪等で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて翌年度(令和5年度分)に限り下表の年税額が適用されます。

車種区分			年税額		
			電気軽自動車・天然ガス軽自動車 ※1	ガソリン車・ハイブリッド車(揮発油を内燃機関の燃料とするもの) ※2	
			基準1 ※3	基準2 ※4	
三輪			1,000円	2,000円	3,000円
四輪	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	—	—
	貨物用	営業用	1,000円	—	—
		自家用	1,300円	—	—

- ※1 天然ガス軽自動車については、平成30年(2018年)排出ガス規制に適合するもの又は平成21年(2009年)排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年(2009年)排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両に限ります。
- ※2 ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成30年(2018年)排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年(2005年)排出ガス基準75%低減達成車に限ります。
- ※3 令和2年度(2020年度)燃費基準達成かつ令和12年度(2030年度)燃費基準の90%以上達成車
- ※4 令和2年度(2020年度)燃費基準達成かつ令和12年度(2030年度)燃費基準の70%以上達成車

## ● 納付方法

毎年5月にお送りする納税通知書兼納付書で、5月末日までにお納めください。  
なお、軽自動車税(種別割)には、自動車税(種別割)のような月割課税制度はありません。

## ● 環境性能割について

環境性能割は、新車・中古車を問わず購入価格が50万円を超える車両に課税されます。賦課徴収は都道府県が行っています。

## ● 減免制度(電子、郵送又は窓口でお手続きができます)

申請により、身体障害者等又は身体障害者等と生計同一の者が所有する軽自動車等で一定の要件にあてはまるものは、身体障害者等1人につき1台に限り免税されます。

- ※ただし、自動車税(種別割)が減免されていない場合に限ります。
- ※窓口は各区市税の窓口(詳しくはP56)又は新長田合同庁舎2階の軽自動車税の窓口です。

## ● 原動機付自転車のナンバープレートについて

神戸市では、右図①②のとおり2種類のプレートから選択できます(プレートの番号選択はできません)。



(見本)二輪50cc以下



(見本)二輪50cc以下

## ● 特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)のナンバープレートについて

道路交通法の改正により、令和5年(2023年)7月1日から特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定が施行されます。特定小型原動機付自転車に対しては、安全性の観点から、車体幅に収まるような、従来の原動機付自転車のものよりも小型のプレートを令和5年(2023年)7月1日から交付する予定です。

## ● 申告

軽自動車などを取得・住所変更された場合は7日以内に、廃車や譲渡された場合は30日以内に、申告してください。

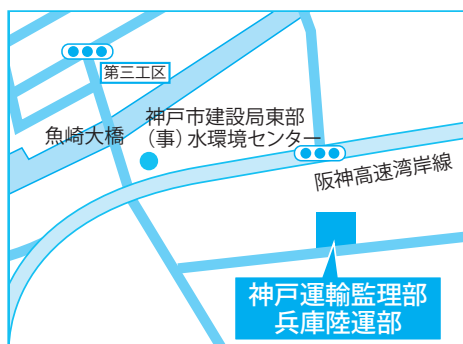
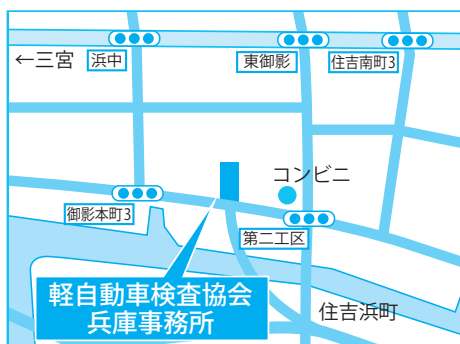
車種	登録機関
○原動機付自転車 ○小型特殊自動車	法人税務課軽自動車税担当 ☎078-647-9399(長田区二葉町5丁目1-32 2F) FAX:078-647-9570
○三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会兵庫事務所 ☎050-3816-1847(東灘区御影本町1-5-5)
○二輪の軽自動車 ○二輪の小型自動車	神戸運輸監理部兵庫陸運部 ☎050-5540-2066(東灘区魚崎浜町34-2)

### (重要)原動機付自転車・小型特殊自動車の申告手続き先が変わりました

自家用自動車協会での受付は、令和4年(2022年)3月31日で終了しました。登録、廃車等の手続きは、①電子申請 ②郵送申請 ③窓口申請が可能です。

詳しくは ▶ 「原付・小型特殊自動車の申請受付窓口が変わりました」

#### 軽自動車検査協会兵庫事務所、神戸運輸監理部兵庫陸運部



原動機付自転車、小型特殊自動車の申告の際に必要な書類など

申告の種類	申告に必要なもの										
	販売証明書	廃車証明書	届出者の本人確認書類	住民票住所の確認できるもの	主たる定置場※1が確認できるもの	神戸市内の住所を確認する書類	登録票	ナンバープレート	譲渡証明書	委任状	返信用封筒
販売店から購入した時	○	—	○				—	—	—		
市外の人から譲り受けた時 (前の市町村で廃車済み)	—	○	○				—	—	—		
市外の人から譲り受けた時 (前の市町村で未廃車)	—	—	○				△ ※5	○	○		
市外から転入した時 (前の市町村で廃車済み)	—	○	○	△ ※3	△ ※3	△ ※4	—	—	—	△ ※8	△ ※9
市外から転入した時 (前の市町村で未廃車)	—	—	○				△ ※5	○	—		
市内の人から譲り受けた時 (既に廃車済み)	—	○	○				—	—	—		
市内の人から譲り受けた時 (未廃車)	—	—	○				△ ※5	△ ※6	○		
廃車※2するとき	—	—	○				△ ※5	△ ※7	—		△ ※10

- ※1 「主たる定置場」とは、車両を運行しない時に主に駐車している場所です。
- ※2 廃車とは、車両を解体した場合・車両が盗難にあった場合・市外へ転出した場合・市外の人へ譲渡した場合などのことです。
- ※3 神戸市に住民登録が無い場合に必要です。住民票の住所は運転免許証などで、主たる定置場は学生証・社員証・通学(通勤)証明などで確認します。
- ※4 神戸市外で住民登録をしており、神戸市に居住されている場合に必要です。賃貸借契約書、公共機関からの郵便物などで確認します。
- ※5 登録票を紛失された場合は不要です。
- ※6 ナンバープレートを紛失された場合は不要です。また同じナンバープレートを引き続き使用する場合は不要です。
- ※7 ナンバープレートを紛失された場合は不要です。
- ※8 代理の場合のみ委任状が必要です。
- ※9 郵送申請の場合は返信用封筒が必要です。
- ※10 郵送申請で、廃車申告済証が必要な場合は返信用封筒が必要です。

お問い合わせ ▶ 法人税務課 軽自動車税担当  
☎(078)647-9399 FAX(078)647-9570

# 5 市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者などが神戸市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこにかかる税金です。

## ● 市たばこ税を納める人(納税義務者)

製造たばこの製造者、特定販売業者(外国産たばこの輸入業者)、卸売販売業者

市たばこ税は、国のたばこ税、県たばこ税とあわせて販売価格に上乗せされますので、実質的に税金を負担するのは、たばこを買った人です。

## ● 税額の計算方法と税率

税額の計算方法 売渡し等をした製造たばこの本数×税率

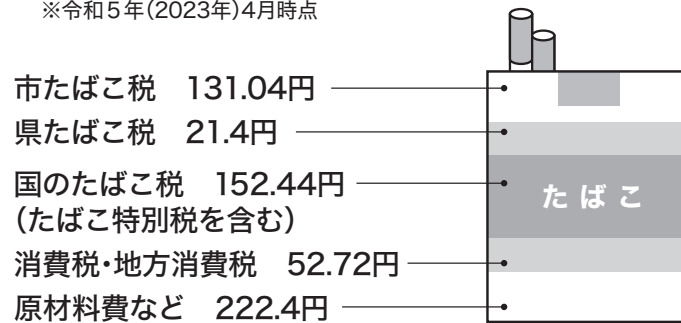
税額 1,000本につき6,552円

## ● 申告と納付方法

製造たばこの製造者などが、毎月初日から末日までの間に売り渡した製造たばこにかかる税額を、翌月末日までに申告して納めます。

○たばこ1箱(20本入り580円)に含まれる税金

※令和5年(2023年)4月時点



## ● 手持品課税

税率の引き上げにより、引き上げ時点において一定本数以上のたばこを所持(販売用)するたばこの小売販売業者等には、たばこ税の「手持品課税」が実施されます。

お問い合わせ ▶ 法人税務課 市たばこ税担当  
☎(078)647-9397 FAX(078)647-9570



# 6 入湯税

入湯税は、鉱泉浴場(温泉施設)に入湯する人にかかる税金です。

この税金は、鉱泉浴場の保護管理施設、消防施設の整備や観光の振興などの財源として活用しています。

## ● 入湯税を納める人(納税義務者)

鉱泉浴場(温泉施設)に入湯する人

## ● 税額

宿泊を伴う入湯 1人1泊 150円

日帰りの入湯 1人1日 75円

## ● 入湯税がかからない人

- 7歳未満の子ども
- 共同浴場や一般の公衆浴場に入湯する人
- 社会福祉施設に入湯する人
- 日帰りの入湯であって、利用料金が1,200円(消費税別)未満のものに入湯する人
- 修学旅行などの学校行事(短大、大学を除く)に参加し、温泉施設に入湯する人

## ● 申告と納付方法

温泉施設を経営する人が入湯する人から徴収し、毎月末日までに前月分の入湯客数、税額、その他必要な事項を申告して納めます。

**お問い合わせ ▶ 法人税務課 入湯税担当**  
☎(078)647-9397 FAX(078)647-9570

# 7 事業所税

事業所税は、東京都や政令指定都市のほか、主に人口30万人以上の都市が、都市環境や都市需要の整備に要する費用に充てるため、一定規模以上の事業を営み、人や車両が参集する原因となる法人又は個人にかかる税金です。

事業所等の家屋床面積を課税標準とする「資産割」と、事業所等の従業者給与総額を課税標準とする「従業者割」があります。

	資産割	従業者割
納税義務者	市内にある事業所等において事業を行う法人又は個人 ※1	
課税標準	事業所等の家屋床面積 (自己所有であるか賃貸かを問わない)	従業者の給与総額 (賞与を含み、退職金は除く)
課税標準の 算定期間	法人	事業年度
	個人	課税期間(1月1日から12月31日)
税率	1㎡につき600円	従業者給与総額の0.25%
申告義務	市内の事業所等の家屋床面積の合計が 800㎡を超える場合	市内の従業者数の合計が 80人を超える場合
免税点 の判定	市内の事業所等の家屋床面積の合計 (非課税部分を除く)が1,000㎡以下	市内の従業者数の合計(非課税 に係る者を除く)が100人以下
	○課税標準の算定期間の末日の現況で判断します。 ○資産割又は従業者割のいずれか一方だけが免税点を超え、他方が免税点以下となった場合は、免税点を超えたものについて単独で申告納付が必要になります。 ○事業を行う法人又は個人が免税点以下であっても、みなし共同事業(※2)に該当することにより免税点を超える場合があります。	
納付方法	申告納付(法人税、所得税、法人市民税などと同様)	
申告先	法人税務課 事業所税担当	
申告納付 期限	法人	事業年度終了の日から2か月以内 ※3
	個人	翌年の3月15日

- ※1 「事業を行う法人又は個人」とは、事業所用家屋の所有者であるかどうかは問わず、実際に事業を行っている法人又は個人です。貸しビル等は、借り受け名義を問わず、実際の使用者が納税義務者になります。
- ※2 「特殊関係者」(親族その他の特殊の関係にある個人又は同族会社)と同一の家屋で事業を行っている場合、その特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされます。この場合、免税点の判定はその者の事業と特殊関係者の事業を合算して行います。ただし、課税標準の算定は、いずれの場合も合算せず単独で行います。
- ※3 申告納付期限の延長制度はありません。法人市民税は法人税の延長期限を援用するため、延長があります。

**お問い合わせ ▶ 法人税務課 事業所税担当**  
☎(078)647-9397 FAX(078)647-9570

## 第2章 国と県の税金

### ● 国の税金

(お問い合わせはP58をご覧ください)

所得税、法人税、地方法人税、特別法人事業税、復興特別所得税  
相続税、贈与税、登録免許税、印紙税  
消費税、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、  
航空機燃料税、石油石炭税、電源開発促進税、自動車重量税、国際観光旅客税、  
関税、とん税、特別とん税

参 考 ▶ [財務省ホームページ](#) [国税庁ホームページ](#)

#### 令和5年(2023年)10月から消費税のインボイス制度が始まります

令和5年(2023年)10月から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

詳しくは[国税庁の特設サイト](#)をご覧ください。

### ● 兵庫県の税金

(お問い合わせはP58をご覧ください)

個人県民税、法人県民税、事業税  
地方消費税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税  
種別割、自動車税環境性能割、鉱区税、固定資産税(※一定の額を超える大規模  
償却資産にかかるもの)、狩猟税

参 考 ▶ [兵庫県税務課ホームページ](#)

# 第3章 納税のご案内

## 市税の納付場所

(令和5年(2023年)4月1日現在)

銀行	三井住友*、三菱UFJ、りそな、みずほ、百十四*、広島*、中国*、但馬*、池田泉州*、伊予*、四国*、山口*、阿波*、関西みらい、SBI新生、みなど*、トマト*、山陰合同*、徳島大正*、京都*、みずほ信託 (全国の本店・支店)
信用金庫	神戸*、兵庫、日新*、淡路、姫路、播州、尼崎、中兵庫、西兵庫、大阪 (兵庫県内・大阪府内の本店・支店)
信用組合	兵庫県*(兵庫県内の本店・支店) 兵庫ひまわり*、大阪協栄、兵庫県医療*、近畿産業※ (いずれの金融機関も神戸市内の本店・支店) 淡陽*(本店、兵庫県内の支店)
その他	兵庫六甲農業協同組合*(本店・支店) 近畿労働金庫(神戸市内の本店・支店)、 なぎさ信用漁業協同組合連合会(明石市内の本店・支店)
ゆうちょ銀行・郵便局	近畿2府4県(京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県)内のゆうちょ銀行*・郵便局 ※口座振替は全国の本店・支店で対応可能
コンビニエンスストア	バーコードの表示がある納付書(1枚あたりの税額が30万円以下)は、下記のコンビニの全国の店舗でご利用いただけます。 セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、セイコーマート、ハマナスクラブ、MMK設置店 ※ ※金融機関は除く

### ● 全国のeL-QR対応金融機関でも納付できます

利用可能な金融機関はeLTAXホームページから確認できます。

※eL-QRがついた納付書に限ります。

※「\*」のある金融機関については、Web口座振替口座受付サービスによる申込み(⇒P44)ができます。

※~~~~~のある金融機関については、キャッシュカードによる口座振替の申込み(⇒P44)ができます。

# 口座振替(自動払込)が便利です

## ● 申込手続

### ● Web口座振替受付サービスによるお申込み

#### ホームページで

専用サイトにアクセスし、Web上で口座振替の申込みができます。

**金融機関の承認が即時で得られます。**

P43「市税の納付場所」のうち、「\*」のある金融機関でお取り扱いしています。

#### 手続きに必要なもの

- ① 納税通知書
- ② 口座振替を希望する金融機関名・支店名・口座番号などが確認できるもの

詳しくは ▶ [「神戸市Web口座振替受付サービス」](#)

### ● 口座振替納付依頼書によるお申込み

#### 市内の金融機関窓口で

「口座振替のご案内」(依頼書)を市内の金融機関に備え付けています。

必要事項をご記入、押印のうえ**金融機関窓口**に提出してください。

#### 郵送で

口座振替納付依頼書をホームページからダウンロードできます。

また、神戸市納税案内センター(口座担当)からお送りすることもできます。必要事項をご記入、押印のうえ、神戸市納税案内センター(口座担当)あて郵送してください。

【郵送先】〒653-8762 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号-5階  
神戸市納税案内センター(口座担当)宛

#### 手続きに必要なもの

- ① 納税通知書
- ② 印鑑
- ③ 預貯金通帳又はキャッシュカード
- ④ 口座の届出印

### ● キャッシュカードによるお申込み

#### 新長田合同庁舎、各区役所(兵庫・北神を除く)の市税の窓口で

キャッシュカードにより口座振替の手続きができます(暗証番号の入力が必要です)。

**金融機関の承認が即時で得られます。**P43「市税の納付場所」のうち、

波線のある金融機関でお取り扱いしています。

#### 手続きに必要なもの

- ① 納税通知書
- ② キャッシュカードと暗証番号

※納税義務者と口座名義人が異なる場合は、納税義務者の自署又は押印が必要です。



詳しくは ▶ [「口座振替のご案内」](#)

お問い合わせ ▶ 神戸市納税案内センター(口座担当)

☎(078)647-9531 FAX(078)647-9591



口座振替ができる税目	市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、 固定資産税(償却資産)、軽自動車税(種別割) (ただし、随時に課税されたものは除きます)
口座振替ができる 金融機関	市税の納付場所と同じ金融機関(⇒P44) (ゆうちょ銀行・郵便局は全国の店舗を利用できます) ※金融機関により、対応可能な申込方法が異なります。
申込みから 手続き完了までの 期間の目安	口座振替納付依頼書による申込み ・金融機関窓口…1~1か月半　・郵送…2か月 ・Web/キャッシュカードによる申込み…数日
口座振替日	それぞれの納期限(納税通知書でご確認ください) ※一括の場合は第1期の納期限 前日までに残高をご確認ください。再振替はありません。 振替できなかったときは、お送りする納付書でお納めください。
納付の確認	領収証書は発行されません。通帳記帳により確認してください。

## スマートフォン決済アプリを 利用して納付できます

### 納付方法

スマートフォン決済アプリを利用し、納付書に記載のeL-QRを読み取り納付します。利用可能なアプリについては、「[地方税お支払サイト](#)」をご確認ください。

### 手続きに 必要なもの

- ① eL-QRが印刷された納付書
- ② アプリをインストールしたスマートフォン等

### 注意事項

- LINE Pay請求書支払いは、納付書に印字されたバーコードを読み取ってください(30万円以下の納付書に限ります)。
- 領収証書は発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関窓口又はコンビニエンスストアで納付してください。
- 車検用(継続検査用)納税証明書が必要な場合は、インターネット・郵送・各市税の窓口等(※)で別途申請が必要です。(神戸市から自動的に送付されません)  
※納付後すぐ証明書を申請される場合は、各区市税の窓口・新長田合同庁舎へお越しください。(兵庫・北神区役所、サービスコーナーでは発行できないことがあります)
- 納付手続き完了後に納付の取り消しはできません。
- 納付書に記載された取扱期限を過ぎると納付できません。
- 金融機関やコンビニエンスストアではスマートフォン決済アプリで納付することはできません。
- PayPay(請求書払い)で利用できる残高種別は、本人確認を完了した後にチャージした「PayPayマネー」のみです。詳しくはPayPayのホームページをご確認ください。
- 詳しくは、「[市税の納付方法](#)」もご確認ください。

お問い合わせ ▶ 神戸市納税案内センター

☎(078)647-9530 FAX(078)647-9591

# クレジットカードや ネットバンキングで納付できます

## 納付方法

「[地方税お支払サイト](#)」(右の二次元コード)にアクセスし、カメラ又は二次元コードリーダーで納付書に記載のeL-QRを読み取るか、eL番号を入力して納付します。



	クレジットカード	インターネットバンキング								
納付金額の上限	1,000万円未満	1,000億円未満								
納付できる期間	納付書の「取扱期限」まで ※納期限を過ぎた場合、延滞金がかかることがあります。									
システム利用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>納付税額</th> <th>利用料(税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10,000円</td> <td>40円</td> </tr> <tr> <td>10,001～20,000円</td> <td>123円</td> </tr> <tr> <td>20,001～30,000円</td> <td>205円</td> </tr> </tbody> </table> <p>納付金額が10,000円を超えた場合、納付金額が10,000円増えるごとに、システム利用料が82円(税込)又は83円(税込)ずつ加算されます。</p>	納付税額	利用料(税込)	1～10,000円	40円	10,001～20,000円	123円	20,001～30,000円	205円	なし
納付税額	利用料(税込)									
1～10,000円	40円									
10,001～20,000円	123円									
20,001～30,000円	205円									
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●領収証書は発行されません。</li> <li>●金融機関窓口やコンビニエンスストアではクレジットカードで納付することはできません。</li> <li>●一度の登録により継続的かつ自動的に決済することはできません。納付のたびに手続きが必要です。</li> <li>●納付手続き可能な時間帯については、「<a href="#">地方税お支払サイト</a>」をご確認ください。</li> <li>●車検が必要な車両の軽自動車税(種別割)をクレジットカード又はネットバンキング納付された場合、車検用納税証明書を納付後2～3週間で送付します。 納期限を過ぎて手続きをされた場合は、証明書の送付はありません。郵送、インターネット又は各市税の窓口等※にて申請してください。</li> <li>●※納付後すぐ証明書を申請される場合は、各区市税の窓口・新長田合同庁舎へお越しくください。(兵庫・北神区役所、サービスコーナーでは発行できないことがあります。)</li> <li>●外部サイトへ遷移してカード情報(ネットバンキングは口座情報)を入力しないと納付手続きは完了しません。</li> <li>●外部サイトが自動で開かない場合はブラウザの設定でポップアップを許可してください。</li> <li>●納付状況は再度、eL-QRを読み取る、又はeL番号を入力することで確認できます。</li> </ul>									

お問い合わせ ▶ 神戸市納税案内センター  
☎(078)647-9530 FAX(078)647-9591

# 納めすぎた税金は

## ● 過誤納金とは

納付した後に、減額の変更(減額の更正、減額の賦課決定、賦課の取消など)により納めすぎとなった税金(過納金)や、二重に納付するなど誤って納めた税金(誤納金)のことです。

これらの過誤納金はお返しします(還付)。ただし、その還付を受けるべき納税者等に納期限を過ぎても未納となっている市税や延滞金が残っている場合は、そちらに充当した後、残額があれば還付します。

## ● 還付の方法

還付金は口座振込みによりお返しします。口座振替制度を利用しているなど口座情報が判明している方については、その口座に振込みます。口座情報が判明していない方については、還付金の受取口座を指定していただきます。

還付する市税、充当した市税がある場合は「過誤納金還付兼充当通知書」でお知らせします。

「過誤納金還付兼充当通知書」を発行した日から5年を経過すると、還付金の受け取りができなくなりますので、還付金がある場合は、お早めにお手続きください。

# 市税は納期限内に納付を！

税金を納期限までに全額納付されないことを「滞納」といいます。

神戸市では、ほとんどの方に納期限内に納付していただいておりますが、中には滞納となる人もいます。

市税を滞納すると、延滞金などで納税者自身にとって不利益となることはもちろんですが、それを集めるための事務に多くの費用がかかります。この費用は、本来は、市民のくらしや福祉・教育・文化などに使われるべき市税から支出されることとなります。

市税は市民みんなの財産です。有効に使うためにも必ず納期限までにお納めください。

## ● 納期限後の納付には延滞金がかかります

市税を納期限までに納付していただけない場合は、税金のほかに延滞金がかかります。

### (延滞金の率)

平成12年(2000年)1月1日以後の期間については特例の割合が適用されており、この率は毎年見直されます。ただし、特例の割合が本則の割合を超える場合は、本則の割合が適用されます。

	本 則	特 例		
		平成25年(2013年) 12月31日までの期間	平成26年(2014年)1月1日以降 令和2年(2020年)12月31日までの期間	令和3年(2021年) 1月1日以降の期間
納期限の翌日から 1か月を経過する日まで	年 7.3%	特例基準割合 ※1	特例基準割合 ※2 +年1%	延滞金特例基準割合 ※3 +年1%
それ以後	年 14.6%	年14.6%	特例基準割合 ※2 +年7.3%	延滞金特例基準割合 ※3 +年7.3%

- ※1 前年の11月30日の商業手形の基準割引率(日本銀行法第15条第1項第1号で定められている率)に、年4%の割合を加算した割合(0.1%未満の端数があるときは切り捨てられます)。
- ※2 前々年の10月から前年の9月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を平均した割合として告示された割合に、年1%の割合を加算した割合。
- ※3 前々年の9月から前年の8月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を平均した割合として告示された割合に、年1%の割合を加算した割合。

納期限までに完納されない場合、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて延滞金が課されます。固定資産税・都市計画税、固定資産税(償却資産)、個人の市民税・県民税の普通徴収分は、年に4回納期がありますので、ご注意ください。

うっかり忘れのないように、口座振替をご利用ください(⇒P44)

## ● 市税の納付が困難なときは

⇒ 納税の猶予や市税の減免に関する制度がありますので、お早めにご相談ください

火事、風水害などの災害にあわれたり、所得が著しく減少したなど特別な事情により、市税の納付が困難な場合には、一定期間納税を猶予したり、市税を減免する制度があります。適用されるかどうかの判断には、詳しく事情をお聞きする必要がありますので、お早めにご相談ください。

● 納税の猶予 ⇒ 収税課 ☎(078)647-9472 FAX(078)647-9582

ホームページ「市税の納付が困難なときは」から「猶予の申請の手引」がダウンロードできます。

● 徴収猶予

次の事情により、市税を一時に納めることが困難な場合は、申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります(担保の提供が必要な場合があります)。

- ① 災害を受け又は盗難にあったとき
- ② 本人又は生計を一にする家族が病気にかかったとき又は負傷したとき
- ③ 廃業又は休業したとき
- ④ 事業につき著しい損失を受けたとき
- ⑤ 法定納期限から1年を経過した後に、納付(納入)すべき税額が確定したとき

● 換価の猶予

市税を一時に納めることにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合は、申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります(担保の提供が必要な場合があります)。

● 市税の減免

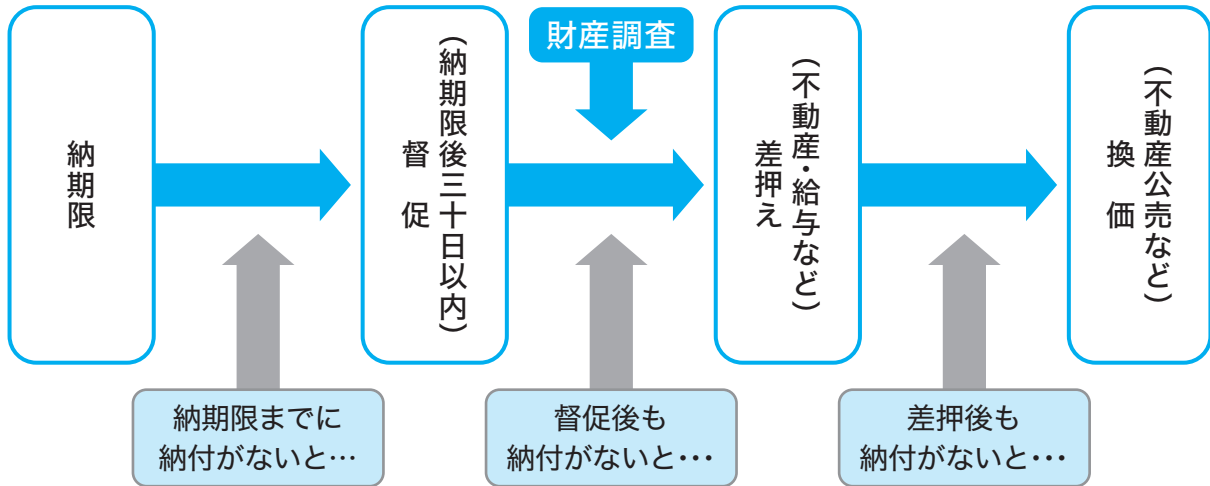
⇒ 個人市民税・県民税については市民税課 ☎(078)647-9300 FAX(078)647-9560

固定資産税(償却資産を含む)については固定資産税課 ☎(078)647-9400 FAX(078)647-9429  
次にあてはまる場合は、申請に基づいて右の市税が減免されることがあります。

- 災害を受けた場合 ⇒ 個人市民税・県民税、固定資産税・都市計画税
- 生活扶助を受けている場合 ⇒ 個人市民税・県民税、固定資産税・都市計画税
- 所得が著しく減少した場合 ⇒ 個人市民税・県民税
- 身体障害者等のために軽自動車等を専用している場合 ⇒ 軽自動車税

## ● 滞納処分

万が一、納期限までに全額が納付されない場合は、納付した人との公平を保つため、また市民みんなの財産である大切な市税を確保するため、督促状や催告書をお送りし、財産調査のうえ、差押えをはじめとする滞納処分を行うこととなります。



### 差押え

滞納市税について、法律では「督促状を発した日から10日を経過した日までに完納しないとき」は「財産を差し押さえなければならない。」と決められています。

したがって、このような場合には、やむを得ずその人の財産(給与、年金、預貯金、生命保険、不動産、動産、有価証券等)を差し押さえることとなります。

### 督促状や催告書が届いたら、すぐに確認を！！

督促状や催告書が届いたら、すぐに内容を確認して納付していただくか、納付できない事情がある場合は、ご連絡ください。放置されますと差押えをすることになります。

### 差押財産(不動産等)の公売

差し押さえた後も滞納が続きますと、差押財産(不動産等)を公売(強制的に売却)し、売却代金を滞納市税に充当することになります。



# 納税者の権利救済制度－不服申立て

## ● 審査請求

市税の課税の決定、滞納処分(督促、差押え等)などに関して不服がある場合は、市長に対し文書により審査請求をすることができます。

### 審査請求ができる期間

#### ●「市税の課税の決定」に不服のある場合

原則として納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内

#### ●「督促」に不服のある場合

原則として督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内

#### ●「不動産等の差押え」に不服のある場合

原則として差押えの決定の通知(差押調書、差押書)を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、又はその公売期日等のいずれか早い日

**提出先** ▶ 処分を行った担当課(電話番号はP55)又は  
行財政局行政管理課 審査請求係 ☎(078)322-6533

## ● 審査の申出

土地・家屋・償却資産の評価額に不服がある場合、令和5年度(2023年度)の価格について、原則として4月1日から納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日まで、神戸市固定資産評価審査委員会に対して書面で審査の申出をすることができます。

ただし、令和5年度(2023年度)は基準年度ではないため、土地及び家屋については次の事情がある場合に限られます。

**土地** ● 地目の変換や区画形質の変更

- 地価の下落による修正を受けた場合で修正について不服がある場合又は地価の下落による修正を受けていないため、修正を適用すべきである旨を申し立てる場合

**家屋** ● 新築や増築等の異動

詳しくは ▶ 「[審査申出\(固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合\)](#)」

**提出先** ▶ 固定資産税課 ☎(078)647-9400  
神戸市固定資産評価審査委員会 ☎(078)647-9334

上記の不服申立て(審査請求・審査の申出)の決定に対しても不服がある場合は、さらに裁判所に訴えることができます。

# 第4章 市税の証明書

## ● 市税の証明書の概要

証明の種類	手数料
① 納税証明書	1 税目・1 年度・1 区ごと1 通につき <b>300円</b>
② 所得・課税(非課税)証明書	1 年度ごと1 通につき (車検用納税証明書の手数料は無料)
③ 固定資産課税台帳登録事項証明書	1 年度の土地1 筆・家屋1 棟につき
	1 年度の償却資産1 種類につき
④ 住宅用家屋証明書	家屋1 棟ごと1 通につき <b>1,300円</b>

市税の証明書を請求できる人

本人(納税管理人、相続人などを含む)  本人の委任等を受けている人(委任状、承諾書等を持参した人)  同居の親族で、本人の依頼があったと認められる人  その他法律で定められた人

本人確認書類・委任状

(1) 市税の証明書を請求する方の **本人確認書類**

- 官公署が発行した顔写真付きの証明書(1点)……運転免許証、個人番号(マイナンバー)カード、旅券(パスポート)等
- 又は、次のもの(2点以上)……………健康保険被保険者証、年金手帳、基礎年金番号通知書、社員証、学生証、通帳、各種カード類(氏名が確認できるもの)等

(2) 委任を受けた人は委任状、承諾書等(原本)

## ● インターネットで請求される場合

請求できる証明書は、

- ① 所得・課税(非課税)証明書 ※1
- ② 納税証明書 ※1
- ③ 固定資産課税台帳登録事項証明書 ※2

※1 個人の納税者に限る。ただし②のうち「車検用納税証明書」については、代理人による申請も可能。

※2 所有者(個人・法人)、相続人、代理人に限る。

詳しくは ▶ 「市税の証明書」

## ● 郵送で請求される場合

郵送先 新長田合同庁舎2階市税の窓口(P55)

送付するもの ※④の場合は、(4)(5)の書類は不要

(1) 証明書交付申請書

各種申請様式はホームページ「市税の証明書」からダウンロードできます。

※ 任意様式も可。他の用紙で代用する場合は、必ず、氏名(名称)・フリガナ・生年月日・現住所・連絡先電話番号・必要な証明書(年度、通数、使用目的も記入)を記入してください(固定資産の場合は、物件の所在地・家屋番号、車検用納税証明書の場合は、車両標識番号も記入)。

(2) 手数料分の定額小為替(郵便局で販売しています)

※ 釣り銭のないようにご用意ください。なお、切手による手数料の納付はできません。

※ 定額小為替への記入は不要です。※ 定額小為替は有効期限内(発行から6か月以内)のものをご送付ください。

(3) 返信用封筒(あらかじめ宛先を記入し、切手を貼ってください)

(4) 証明書を請求される方の本人確認書類のコピー

※ 詳しくは、上記「本人確認書類・委任状(1)」をご参照ください。

(5) 委任を受けた場合→委任状(原本)

(6) 領収証書等(納付後3週間以内に「納税証明書」を申請する場合のみ)

※ 申請書が、新長田合同庁舎2階市税の窓口へ到達してから、およそ1週間以内に返送します。

## ● 所得・課税(非課税)証明書をコンビニ等で取得される場合

- 下表のコンビニ等にマイナンバーカードを持参してください。なお、電子証明書の4桁の暗証番号が必要です。
- 手数料がインターネット、郵送、窓口請求の半額です。
- 証明書のコンビニ交付サービス利用時点で市外転出により、本市に住民票が無い場合は発行できませんので、インターネット、郵送、窓口のいずれかの方法で証明書を申請してください。

証明の種類	手数料	利用可能時間	利用可能店舗 ※マルチコピー機設置店舗のみ
所得・課税(非課税)証明書	1年度ごと1通につき150円 ※1	6:30~23:00 ※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●セブンイレブン ●ローソン ●ファミリーマート</li> <li>●ミニストップ ●セイコーマート ●ウエルシア薬局</li> <li>●イオンリテール ●エコーブ鹿児島 ●イオン北海道</li> <li>●ポプラ ●日本郵便 等</li> </ul> 詳しくは、「 <a href="#">証明書コンビニ交付サービス</a> 」をご覧ください。 ※3,4

- ※1 現年度・前年度の2年度分発行できます。 ※2 店舗営業時間のみ。
- ※3 本市に申告書や給与支払報告書等の提出がない方は発行できません。  
ただし、配偶者控除又は扶養控除の対象者として認定されている方は発行可能です。
- ※4 高等学校等就学支援金の申請用については、インターネット、郵送、又は新長田合同庁舎2階市税の窓口でのみの発行となります。

**注意事項** ●住所や課税内容に変更があった場合、一定期間、最新情報の証明書は発行できません。  
●取得された証明書の返金・交換はできません。

## ● 窓口で請求される場合

窓口に来られた方の本人確認を行います。P51「本人確認書類・委任状」をご参照の上、いずれも原本を持参してください。

- ※ 納付後すぐに納税証明書が必要な方は、収納確認のためその税金の領収証書をお持ちください。
- ※ 法人に関する証明書を、その法人の従業員の方が請求される場合は、代表者からの承諾を得ていることがわかるものの添付をしてください(代表者印のある申請書、委任状など)。
- ※ 住宅用家屋証明書の申請の場合は本人確認書類及び委任状は不要です。
- ※ 車検用納税証明書は、「車検証(その写し)の提示」又は「納税証明書交付申請書へ納税義務者の住所・氏名・車両標識番号の記入」でも委任関係の認定が可能です。

	証明の種類	発行窓口
発行窓口	① 納税証明書	新長田合同庁舎2階市税の窓口・各区役所・各支所・出張所・サービスコーナー
	② 所得・課税(非課税)証明書	新長田合同庁舎2階市税の窓口・各市区税の窓口(兵庫・北神を除く)・各支所・西区各出張所(土地家屋)
	③ 固定資産課税台帳登録事項証明書	新長田合同庁舎2階市税の窓口・各市区税の窓口(兵庫・北神を除く)(償却資産)
	④ 住宅用家屋証明書	新長田合同庁舎2階市税の窓口・物件が所在する区(兵庫・北神を除く)の市税の窓口

- ①②届出・申告等が必要なものは各区にあるテレビ電話で対応します。
- ①のうち滞納がないことの証明書、公益法人認定等申請用については、新長田合同庁舎2階市税の窓口でのみの発行となります。
- ①について納付後すぐは兵庫・北神区役所、サービスコーナーでは発行できない場合があります。
- ②のうち高等学校等就学支援金の申請用については、新長田合同庁舎2階市税の窓口でのみの発行となります。
- ①は今年度を含めて4年度分、②③は今年度を含めて5年度分までさかのぼって申請できます。
- ③の一部は、新長田合同庁舎2階市税の窓口と物件が所在する区の市税の窓口(兵庫・北神を除く)でしか発行できない場合があります。
- ①のうち軽自動車の車検用納税証明書は、車検時の提示が原則不要です(二輪車を除く)。詳しくは「[継続検査用軽自動車税\(種別割\)納税証明書\(車検用納税証明書\)の交付申請](#)」をご覧ください。

# 第5章 インターネットのできる 便利なサービス

## ● 市税の申告書・申請書様式のダウンロード

市税の申告書・申請書の様式をダウンロードできます。

詳しくは ▶ [「市税に関する申請・申告様式」](#)

## ● 個人住民税の税額シミュレーション

税額の試算及び市民税・県民税申告書の作成を行うことができます。

詳しくは ▶ [「税額シミュレーション」](#)

## ● 市税の申告・証明書の申請・納付書の再発行

e-KOBE(神戸市スマート申請システム)を使って、いつでも手続きができます。

詳しくは ▶ [「e-KOBE」](#)

## ● 市税のWeb口座振替受付サービス

専用サイトにアクセスして口座振替の申込みができます。(詳しくはP44)

詳しくは ▶ [「神戸市Web口座振替受付サービス」](#)

## ● 市税のキャッシュレス決済

インターネットから地方税お支払サイトを利用してクレジットカードやネットバンキングによる納付ができます。(詳しくはP46)

スマートフォン決済アプリをダウンロードし、納付書のeL-QRをスマートフォン等で読みとることで市税の納付ができます。(詳しくはP45)

詳しくは ▶ [「市税の納付方法」](#)

## ●【事業者向け】市税の電子申告・電子納税(eLTAX)

地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用して従業員の給与支払報告書等を電子的に一括提出できます。個別の市町村を宛先に設定する必要もありません。

詳しくは ▶ [「事業者の方」](#) [「eLTAX」](#)

### (1) 神戸市が提供している申告、申請・届出手続のサービス

申告	申請・届出
<ul style="list-style-type: none"><li>○給与支払報告書</li><li>○給与所得者異動届出書</li><li>○特別徴収切替依頼書</li><li>○退職手当等に係る特別徴収税額納入内訳書</li><li>○公的年金等支払報告書</li><li>○法人市民税</li><li>○固定資産税(償却資産)</li><li>○事業所税</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書</li><li>○法人設立・設置届出書</li><li>○法人の異動届</li></ul>

### (2) 共通納税システム(PCdesk)で納税できる神戸市税

●法人市民税 ●事業所税 ●個人市民税・県民税(特別徴収分、退職所得分)

## ●【個人の方へ確定申告】国税の電子申告(e-Tax)

e-Taxを利用して所得税の確定申告をご自宅から作成・提出できます。  
確定申告される方は、あたらめて個人市民税・県民税の申告をする必要はありません。  
その他消費税、法人税等の申告書類の作成・提出ができます。

詳しくは ▶ [「e-Tax」](#)



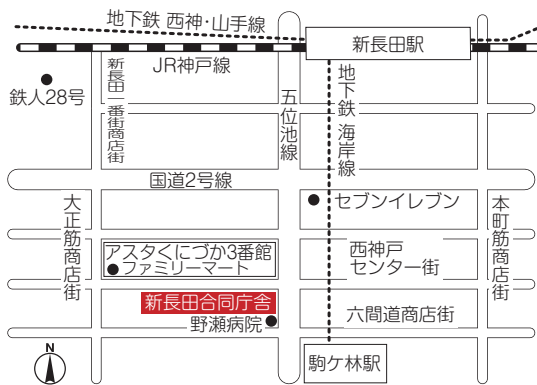
# 第6章 新長田合同庁舎・市税の窓口のご案内

## ● 新長田合同庁舎

窓口時間 平日8:45~17:15

〒653-8762 神戸市長田区二葉町5丁目1-32

市税の窓口(2F)  
 法人税務課(2F)  
 税務課(3F)  
 税制企画課(3F)  
 神戸市固定資産評価審査委員会事務局(3F)  
 市民税課(3F)  
 固定資産税課(4F)  
 収税課(5F)  
 収納管理課(5F)



### 市税のお問い合わせ窓口

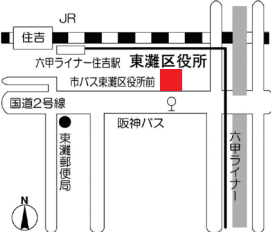
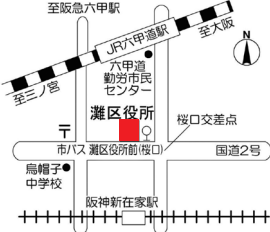
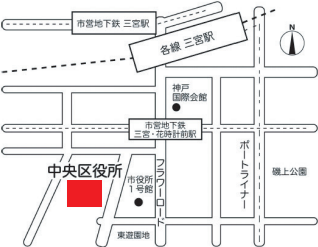
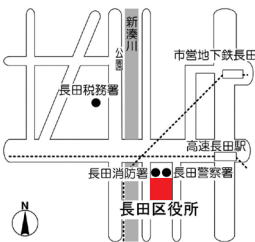
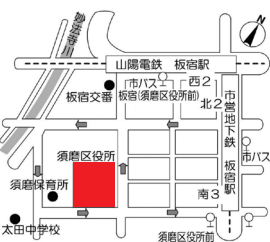
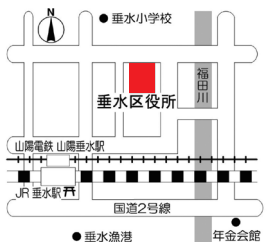
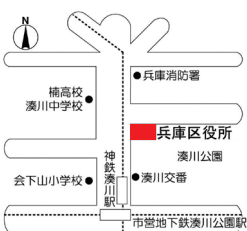
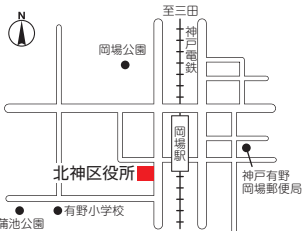
この冊子は市税の概要をご説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたいときは、下記までお問い合わせください。

○個人市民税に関すること (証明発行、普通徴収、年金からの特別徴収)	☎(078)647-9300 ※ FAX(078)647-9560	市民税課
○固定資産税・都市計画税に関すること(証明発行、土地・家屋、償却資産)	☎(078)647-9400 ※ FAX(078)647-9429	固定資産税課
○個人の市民税・県民税 (給与からの特別徴収)	☎(078)647-9401 FAX(078)647-9571	法人税務課
○法人市民税	☎(078)647-9398 FAX(078)647-9570	
○事業所税・入湯税・市たばこ税	☎(078)647-9397 FAX(078)647-9570	
○軽自動車税	☎(078)647-9399 FAX(078)647-9570	神戸市納税案内センター
○督促状、納税相談 ○納税証明書発行	☎(078)647-9530 FAX(078)647-9591	
○審査の申出	☎(078)647-9334 FAX(078)647-9550	神戸市固定資産評価審査委員会
○納税相談、納税催告、 滞納整理(差押え、公売など)、納税の猶予	個人の場合 ☎(078)647-9472 FAX(078)647-9582 法人の場合 ☎(078)647-9489 FAX(078)647-9580	収税課
○口座振替	☎(078)647-9531 FAX(078)647-9591	神戸市納税案内センター (口座担当)
○市税の還付	☎(078)647-9523 FAX(078)647-9590	収納管理課

※ お電話後、自動音声案内が流れます。お問い合わせ内容に応じて担当部署にお繋ぎいたします。

# 市税の窓口・テレビ電話による相談

窓口時間 平日8:45~17:15

<b>東灘区役所 3F</b>	東灘区住吉東町5丁目2-1 〒658-8570	<b>灘区役所 1F</b>	灘区桜口町4丁目2-1 〒657-8570
		<b>中央区役所 7F</b>	中央区東町115番地 〒651-8570
	<b>北区役所 5F</b>	北区鈴蘭台北町1丁目9-1 〒651-1195	
<b>長田区役所 4F</b>	長田区北町3丁目4-3 〒653-8570	<b>須磨区役所 1F</b>	須磨区大黒町4丁目1-1 〒654-8570
		<b>垂水区役所 2F</b>	垂水区日向1丁目5-1 〒655-8570
	<b>西区役所 2F</b>	西区糞台5丁目4-1 〒651-2295	
<b>テレビ電話による相談(※)</b>			
<b>兵庫区役所 3F</b>	兵庫区荒田町1丁目21-1 〒652-8570	<b>北神区役所 4F</b>	北区藤原台中町1丁目2-1 北神中央ビル 〒651-1302
			

兵庫・北神区役所では、所得・課税（非課税）証明書、納税証明書の発行を市民課で行っています。  
 また、兵庫・北神区役所では、固定資産税関係の証明発行、市税の納付、納付書再発行等一部の手続きがご利用いただけません。詳しくはP55記載の市税に関するお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

## ● 支所・出張所・サービスコーナー (市税の証明書の交付のみ)

	電話番号	所在地	郵便番号	交通機関	
北須磨支所	(078) 793-1212	須磨区中落合2丁目2-5	〒654-0195	市営地下鉄 名谷	
玉津支所	(078) 965-6400	西区玉津町小山180-3	〒651-2144	神姫バス 玉津支所前	
北区出張所	山田	(078) 581-1001	北区松が枝町2丁目1-4	〒651-1232	神鉄 箕谷
	有馬	(078) 904-0081	北区有馬町字中ノ畑 241-1	〒651-1401	神鉄 有馬温泉
	道場	(078) 985-2381	北区道場町塩田1418	〒651-1502	神鉄 神鉄道場
	八多	(078) 982-0002	北区八多町附物782-7	〒651-1343	神姫バス 八多出張所前
	大沢	(078) 954-0301	北区大沢町中大沢1000	〒651-1524	神姫バス 中大沢
	長尾	(078) 986-2581	北区長尾町宅原319-2	〒651-1511	神姫バス 鹿の子温泉口
	淡河	(078) 959-0131	北区淡河町木津54	〒651-1614	神姫バス 淡河出張所前
西区出張所	伊川谷	(078) 974-0001	西区池上4丁目15-2	〒651-2111	神姫バス 伊川谷出張所前
	押部谷	(078) 994-1001	西区押部谷町西盛313	〒651-2202	神姫バス 押部谷出張所前
	神出	(078) 965-1001	西区神出町田井50	〒651-2313	神姫バス 田井東口
	岩岡	(078) 967-1001	西区岩岡町岩岡922-1	〒651-2401	神姫バス 岩岡出張所前
	櫛谷	(078) 991-1001	西区櫛谷町長谷71-1	〒651-2235	神姫バス 櫛谷出張所前
	平野	(078) 961-2001	西区平野町宮前148	〒651-2265	神姫バス 平野出張所前
サービスコーナー	三宮証明	(078) 333-1211	中央区三宮町1丁目10-1 神戸交通センタービル 2F東側	〒650-0021	JR・阪急・阪神・ 市営地下鉄 三宮
	明舞	(078) 912-3484	明石市松が丘2丁目3-7 松が丘ビル2階	〒673-0862	市バス・山陽バス 明舞センター

各窓口受付時間等は[ホームページ](#)をご覧ください。

# 税務署・県税事務所のご案内

## ● 所得税、相続税など国税のお問い合わせは

	担当区	電話番号	所在地	郵便番号	交通機関	
大阪国税局		(06)6941-5331	大阪市中央区 大手前1丁目5-63	〒540-8541	Osaka Metro 谷町線 天満橋	
税務署	芦屋	東灘区	(0797)31-2131	芦屋市公光町6-2	〒659-8503	阪神 芦屋
	灘	灘区	(078)861-5054	灘区泉通2丁目1-2	〒657-0834	市バス 水道筋1
	神戸	中央区	(078)391-7161	中央区中山手通 2丁目2-20	〒650-8511	市営地下鉄 三宮(西出口)
	兵庫	兵庫区 北区	(078)576-5131	兵庫区水木通 2丁目1-4	〒652-0802	市バス 新開地
	長田	長田区	(078)691-5151	長田区御船通 1丁目4	〒653-0832	市バス 大道通1
	須磨	須磨区 垂水区	(078)731-4333	須磨区衣掛町 5丁目2-18	〒654-8511	市バス 須磨水族園
	明石	西区	(078)921-2261	明石市田町 1丁目12-1	〒673-8555	バス国道西新町・ 明石警察署前

一般的なご相談は「電話相談センター」又は「タックスアンサー」をご利用ください。  
「電話相談センター」は最寄りの税務署に電話▶「1」を選択

詳しくは▶「[タックスアンサー](#)」

## ● 自動車税、不動産取得税など県税のお問い合わせは

	電話番号	所在地	郵便番号	交通機関
神戸 県税事務所	(078)647-9117	長田区二葉町5丁目 1-32	〒653-8766	JR・市営地下鉄 (西神山手線) 新長田  市営地下鉄 (海岸線) 駒ヶ林

## ● 自動車税環境性能割のお問い合わせは

	所管	電話番号	所在地	郵便番号
神戸ナンバーの 自動車	神戸県税事務所 自動車税審査・ 納税証明課	(078)441-0305	神戸市東灘区 魚崎浜町33	〒658-0024
神戸ナンバーの 軽自動車	神戸県税事務所 軽自動車税審査課	(078)822-6050	神戸市東灘区 御影本町1-5-5	〒658-0046

令和5年度(2023年度)版 市税のしおり

●発行 者 / 神戸市  
兵庫県神戸市長田区二葉町5丁目1-32

●発行 年月 / 令和5年(2023年)5月